

第3期野辺地町 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

野 辺 地 町



はじめに

本町では、次代を担う子どもたちの成長を支える取り組みを、最重要の政策課題と捉え、保健、医療、福祉、教育をはじめとする幅広い分野で、総合的な支援を推進してきました。

しかし、我が国では、急速な少子化と核家族化が進展する中、児童虐待の深刻化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもへの貧困状態の連鎖などの諸問題が顕在化し、子育て家庭を社会全体で支援していくことが重要な課題となっています。また、共働き家庭の増加や長時間労働、非正規雇用の割合の高まりなどに対し、

同一労働同一賃金や働き方改革などの取組が推進され、仕事と子育ての両立支援に対する社会的な要請も、これまで以上に強まっています。

将来を担う子どもたちのより良い育ちのためには、社会全体が子育て家庭に寄り添い、負担や不安、孤立感を和らげることが重要であるということを私たちは改めて強く認識しなければなりません。

本町においては、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度のもとでの子育て環境を充実するとともに、令和2年度からは、子育て世代への切れ目のない支援のために「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を有した「こそだて応援ステーションふわふわ」を新設し、各事業の実施を通して妊娠や子育てに対する一体的な支援体制を整備しました。また、令和3年度からは児童や保護者の交流等を促進する「地域子育て支援拠点事業」を児童館に立ち上げ交流の場を実施しているほか、「産後ヘルパー派遣事業」及び「産前・産後ケア事業」を立ち上げてきました。

第2期計画の満了にあたり、子どもたちが心豊かな自立した大人へと成長するため、家庭・地域・学校・企業・行政など、社会全体で子育て家庭に寄り添い、子ども主体の視点を基本に子育て家庭を支えていくことの重要性を踏まえ、新たに「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含した「第3期野辺地町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました皆様に深く感謝を申し上げるとともに、本計画の推進に向け、町民の皆様をはじめとする、地域や関係機関の皆様による連携と協働など、より一層のご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

野辺地町長 野村 秀雄

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の策定体制	3
(1) 子ども・子育て会議での審議	3
(2) アンケート調査の実施	3
(3) パブリックコメントによる意見公募	3
(4) 国・県との連携	3
第2章 子ども・子育てに関する現状	4
1 人口と世帯の状況	4
(1) 総人口及び年齢3区分別人口	4
(2) 児童人口の将来推計	5
(3) 世帯数と1世帯当たり人員数	6
(4) 18歳未満の子どもがいる世帯の類型	6
2 人口動態	7
(1) 自然動態	7
(2) 社会動態	7
(3) 合計特殊出生率	8
(4) 婚姻・離婚	8
3 女性の就労状況	9
女性の年齢別労働力率	9
4 子どもの貧困をめぐる状況	10
(1) 生活保護受給者数・世帯数等の推移	10
(2) 準要保護児童・生徒数の推移	10
(3) 児童手当・児童手当特例給付・児童扶養手当の受給状況	11
(4) 特別児童扶養手当の受給状況	12
(5) すこやか医療の受給状況	12
5 子育て支援の状況	13
(1) 保育所（園）利用者の状況	13
(2) 幼稚園利用者の状況	13
(3) 放課後児童クラブ登録者の状況	14
6 第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の概要	15

(1) 調査の目的	15
(2) 調査の実施概要	15
(3) 調査結果の概要	15
7 子どもの生活実態調査の概要	21
(1) 調査の目的	21
(2) 調査の実施概要	21
(3) 調査結果の概要	21
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本的な視点	27
3 基本目標	28
4 施策体系	29
第4章 第2期事業計画の評価等	30
1 教育・保育	30
(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）	30
(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	31
2 地域子ども・子育て支援事業	32
(1) 地域子育て支援拠点事業	32
(2) 一時預かり事業	32
(3) 延長保育事業	33
(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	34
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	35
(6) 養育支援訪問事業	35
(7) 妊婦健康診査事業	36
第5章 子ども・子育て支援事業計画	37
1 教育・保育提供区域の設定	37
2 支給認定区分	37
(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）	38
(2) 教育・保育の質の向上	40
(3) 認定こども園の普及及び推進	41
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	41
3 地域子ども・子育て支援事業の充実	42
地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	42
4 支援を要する子どもや家庭へのサポートの充実	52
(1) 児童虐待防止対策の充実	52
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	52

(3) 障がい児施策の充実	52
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	53
第6章 子育て支援対策の展開（次世代育成支援対策）	54
基本目標1 安心して子どもを産み育てるための環境づくり	54
推進施策1 学校・家庭・地域の連携による社会全体の教育力の向上 ..	54
推進施策2 母子保健・医療サービスの推進	56
推進施策3 食育に関する取組の推進	59
推進施策4 ひとり親家庭等への支援	60
推進施策5 要支援児童へのきめ細やかな取組	61
推進施策6 児童等虐待防止対策の推進	62
基本目標2 子どもの育ちを支える保育・教育の環境づくり	63
推進施策1 多様なニーズに対応した教育・保育サービスの充実	63
推進施策2 教育・保育サービスの質の向上への取組	65
推進施策3 放課後児童への対策	66
推進施策4 就労環境の整備促進	67
基本目標3 子どもたちの健やかな成長を支援する環境づくり	68
推進施策1 次代を担う青少年の育成	68
推進施策2 文化活動の促進	69
推進施策3 学校教育の充実	70
推進施策4 青少年スポーツの振興	71
推進施策5 安心して利用できる公共施設づくり	72
推進施策6 交通安全教育の推進	73
推進施策7 子どもを守る防犯対策	74
基本目標4 子育て家庭の貧困解消のための環境づくり	75
推進施策1 教育の支援	75
推進施策2 生活の支援	77
推進施策3 保護者に対する就労の支援	80
推進施策4 経済的支援	81
推進施策5 関係機関等との連携強化	84
第7章 計画の推進体制	85
1 計画の推進に向けた役割	85
(1) 行政の役割	85
(2) 家庭の役割	85
(3) 地域社会の役割	85
(4) 企業・職場の役割	86

(5) 各種団体の役割	86
2 計画の推進に向けた3つの連携	86
(1) 町内における関係者の連携と協働	86
(2) 近隣市町村との連携と協働	87
(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働	87
3 計画の達成状況の点検・評価	87
資料編	89
1 策定経過	91
2 野辺地町子ども・子育て審議会条例	92
3 野辺地町子ども・子育て審議会委員名簿	94

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化や核家族化等により、家庭環境や地域の状況が大きく変化しています。その結果、子育てに対する不安感、負担感、孤立感等、様々な課題の解決が求められています。

こうした社会背景のもと、国は平成15年に少子化対策として「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を形成するための施策を講じました。さらに、平成24年には「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度からは幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

また、その後、令和5年には子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を設置し、「こども基本法」を施行しました。これにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進する体制が整備されました。さらに、令和6年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称し、目的や基本理念において解消すべき子どもの貧困を具体化しました。これにより、子どもの現在の貧困を解消し、将来の貧困を防ぐこと及び貧困の状況にある者の妊娠から出産まで、そしてその子どもが大人になるまでの各段階における支援が切れ目なく行われることが盛り込まれました。

町においても、平成27年に「第1期野辺地町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年には「第2期野辺地町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。さらに令和4年には同計画の別冊「野辺地町 子どもの貧困対策計画」を策定し、各事業を計画的に推進してきました。この度、「第2期野辺地町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了することから、社会状況の変化や国の動向等を踏まえつつ、新たに「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含した「第3期野辺地町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠期から子育て全般にわたる支援及び子どもの貧困の解消に向けた対策のさらなる充実を図ります。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」であり、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に規定する「市町村行動計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に規定する「市町村計画」を包含し、一体のものとして策定しました。

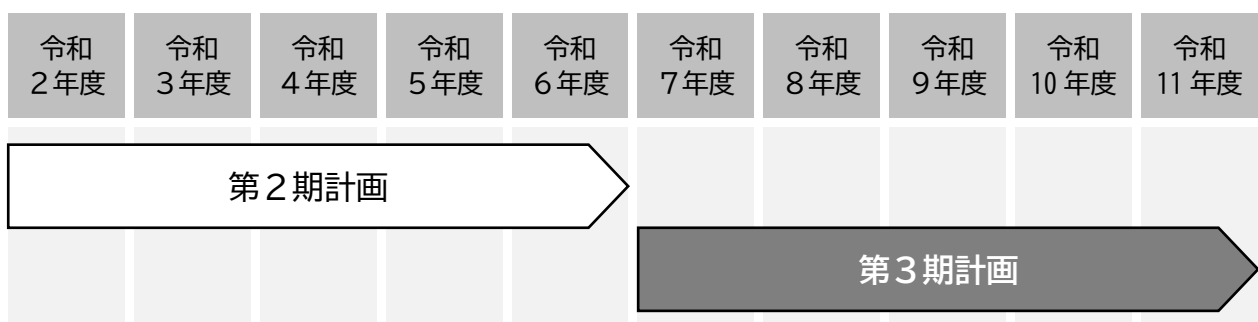
また、策定に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即し、さらに県の「子ども・子育て支援事業計画」や、町の上位計画である「野辺地町まちづくり総合計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」、「健康のへじ 21 計画」等、町の各種関連計画との調和を図っています。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画期間



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議での審議

子ども・子育て支援法第72条に基づき設置した「野辺地町子ども・子育て会議」において計画内容の審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあっては、未就学児童及び小学生児童の保護者を対象として子育て支援に関する生活実態や要望等を把握するための「野辺地町第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」とともに、町内の小学5年生・中学2年生及びその保護者を対象として生活困難の状況、教育機会に関する考え方、成育環境、支援制度の利用意向等を把握するための「子どもの生活実態調査」をしました。

(3) パブリックコメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、町民の意見を聴取しました。

(4) 国・県との連携

計画策定に当たっては、国や県の示す考え方や方向性等を適宜、確認及び連携し、整合性を確保して策定しました。

第2章 子ども・子育てに関する現状

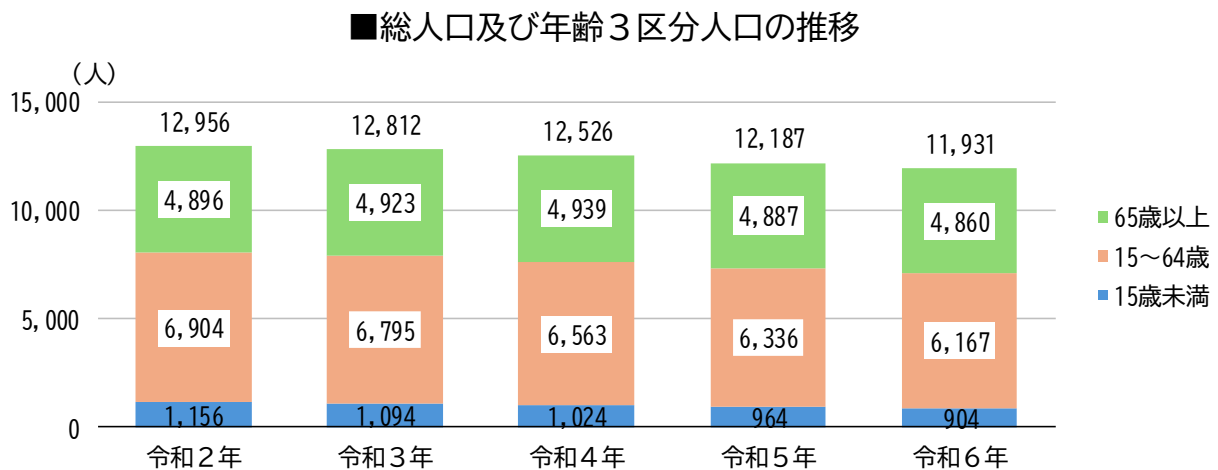
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

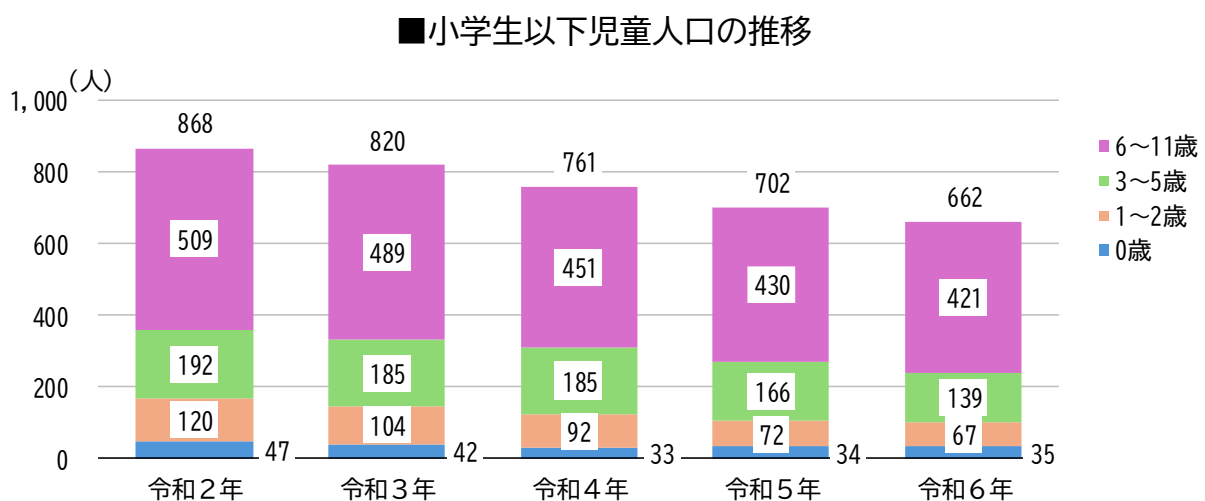
本町の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年には11,931人となっています。

年齢3区分の構成比でみると、15歳未満と15～64歳は毎年減少していますが、65歳以上は令和4年まで増加し、令和5年以降、減少に転じています。

また、小学生以下の児童人口は、3～5歳が令和3年から令和4年にかけて横ばいであった点を除けば、各年齢区分とも減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

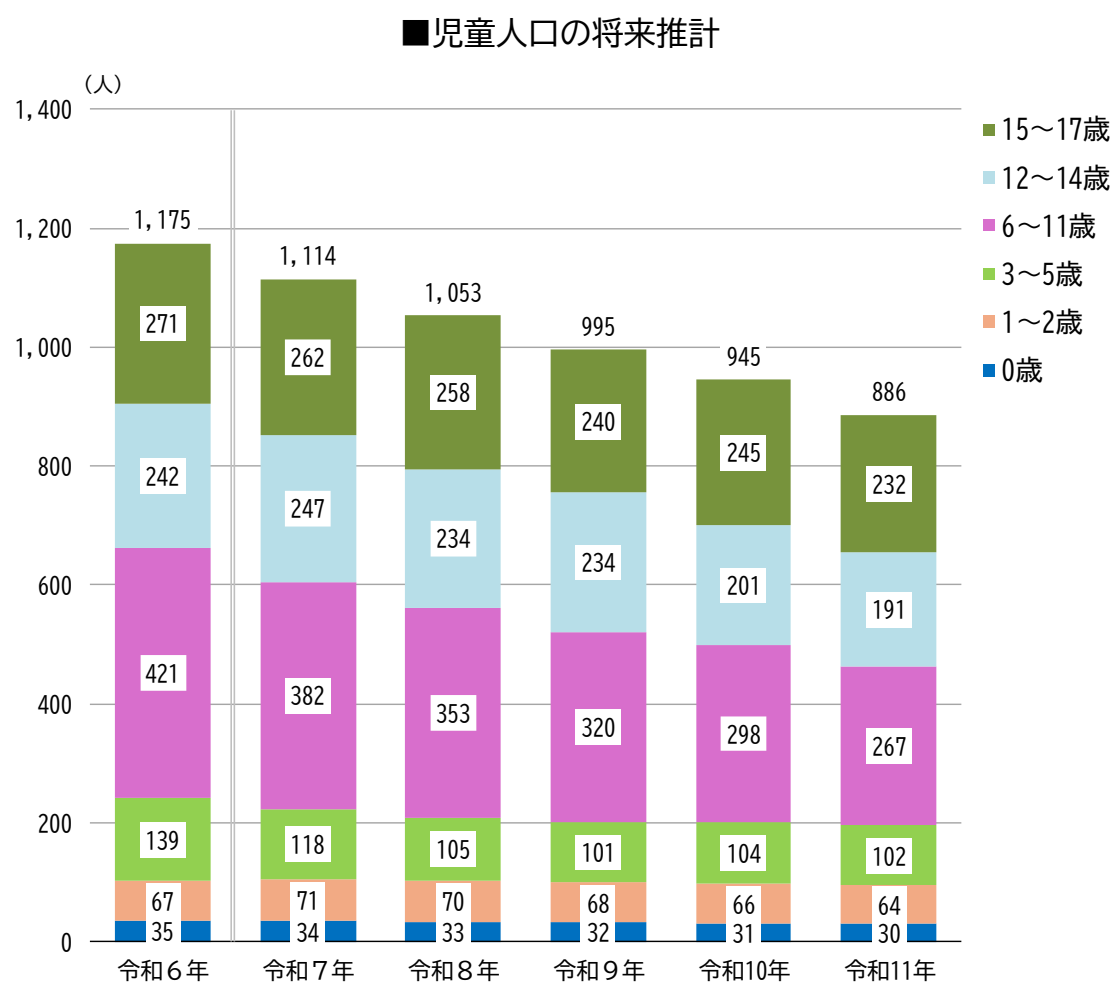


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童人口の将来推計

本計画の対象となる0歳から17歳の児童人口について、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法※により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

「0歳」と「1～2歳」を除く各年齢区分では、概ね減少傾向で推移し、総数でみると、直近の実績値である令和6年の1,175人から、令和11年には886人になることが見込まれます。



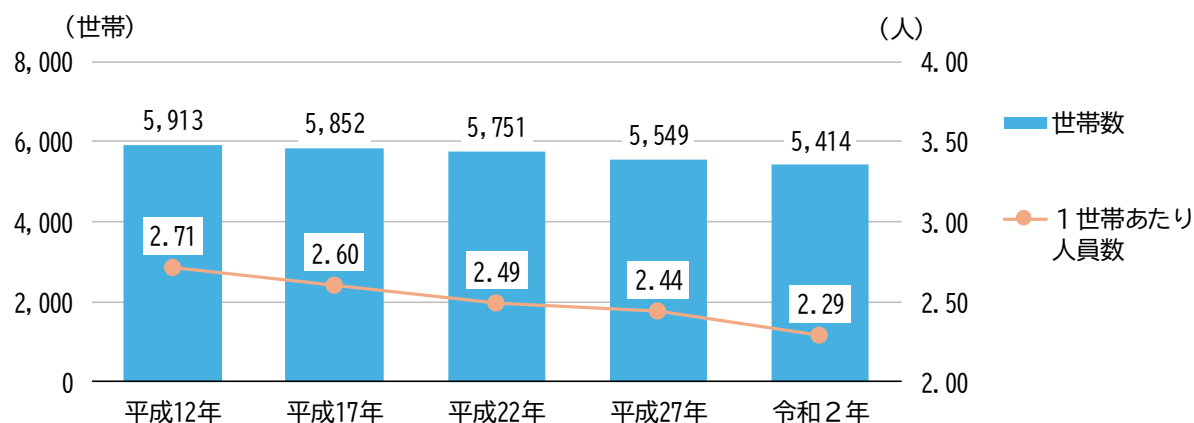
※コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(3) 世帯数と1世帯当たり人員数

本町の世帯数は減少しており、令和2年には5,414世帯となっています。

1世帯当たり人員数も年々減少しており、平成12年からの20年間で2.71から2.29人へと0.42人減少し、核家族化が進行しています。

■世帯数と1世帯当たり人員数の推移

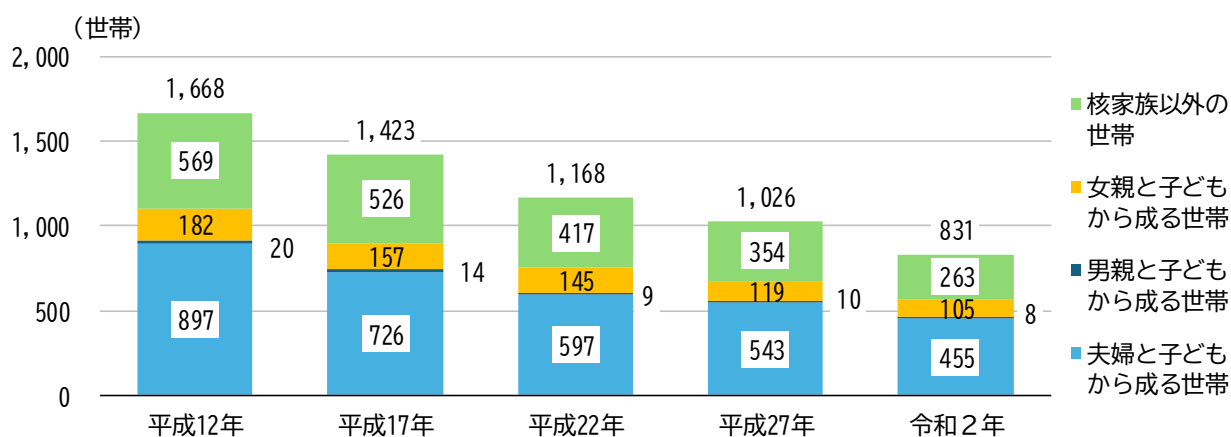


資料：国勢調査

(4) 18歳未満の子どもがいる世帯の類型

本町の18歳未満の子どもがいる世帯について、世帯類型別でみると、男親と子どもから成る世帯を除き、いずれの世帯類型も減少しています。

■世帯類型による構成の推移

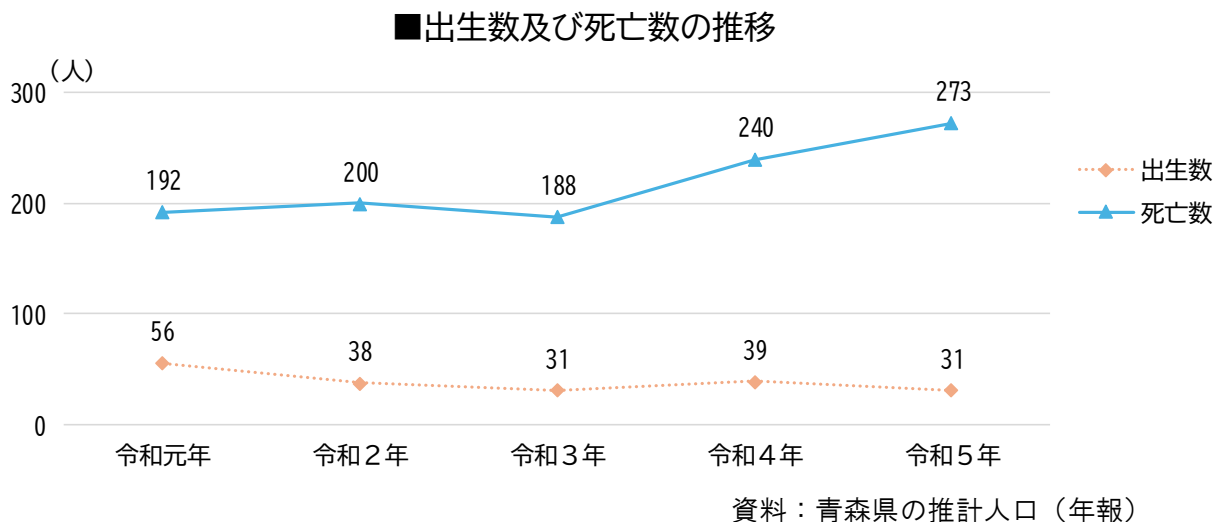


資料：国勢調査

2 人口動態

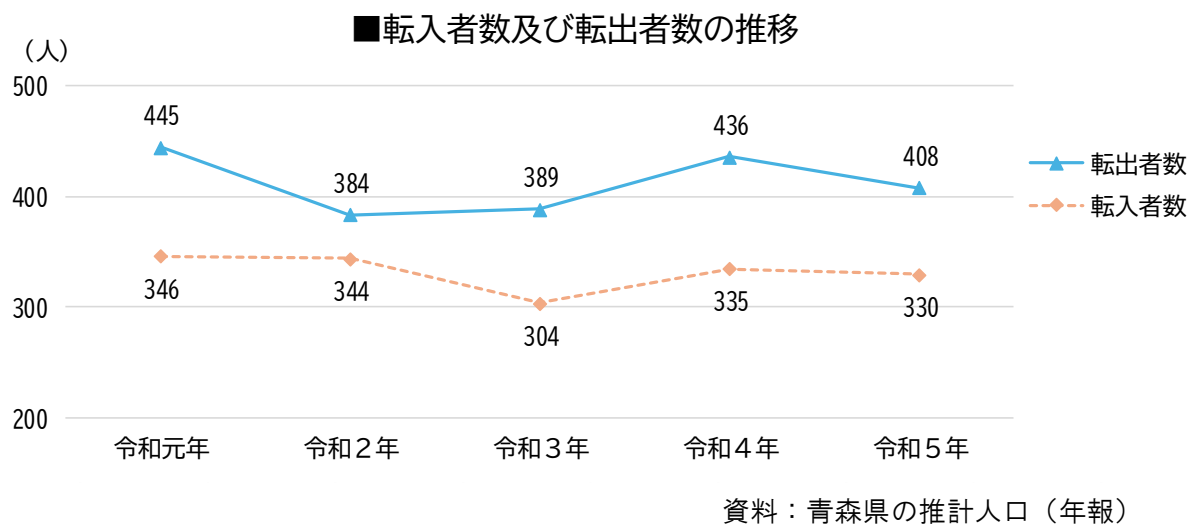
(1) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、各年とも死亡数が出生数を上回っています。出生数は令和2年以降30人台で推移しています。死亡数は令和3年以降増加しており、令和5年には273人となっています。



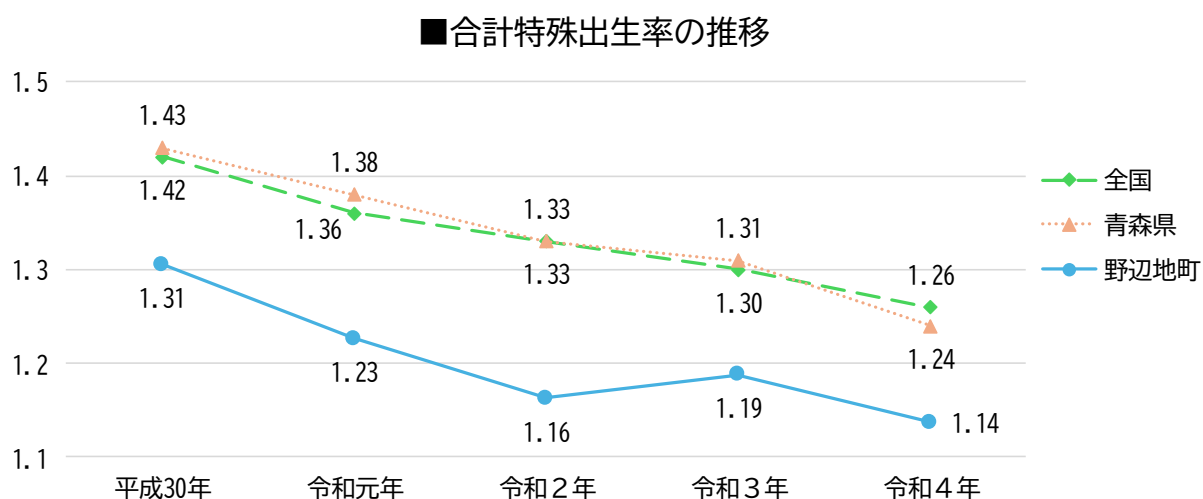
(2) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、各年とも転入者数が転出者数を下回っています。令和4年から令和5年にかけては、いずれも減少しています。



(3) 合計特殊出生率

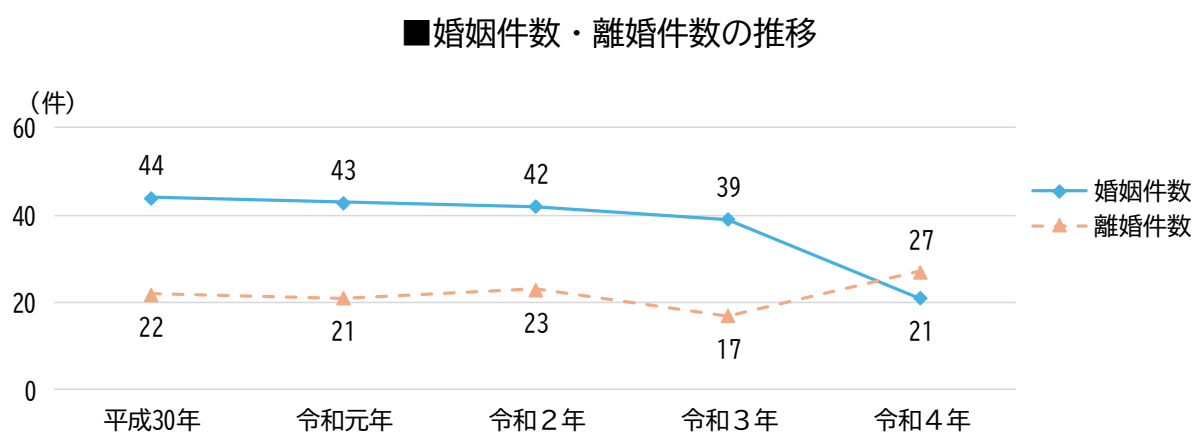
本町の合計特殊出生率は、全国及び青森県の数値を下回っています。令和2年以降は1.2を下回り、令和4年は1.14となっています。



資料：全国及び青森県は青森県保健統計年報、町は独自に計算。

(4) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は、年々減少しており、令和4年は21件で離婚件数を下回っています。離婚件数は、令和3年までは増減しながら20件前後で推移していましたが、令和4年は前年より10件増加し27件となっています。



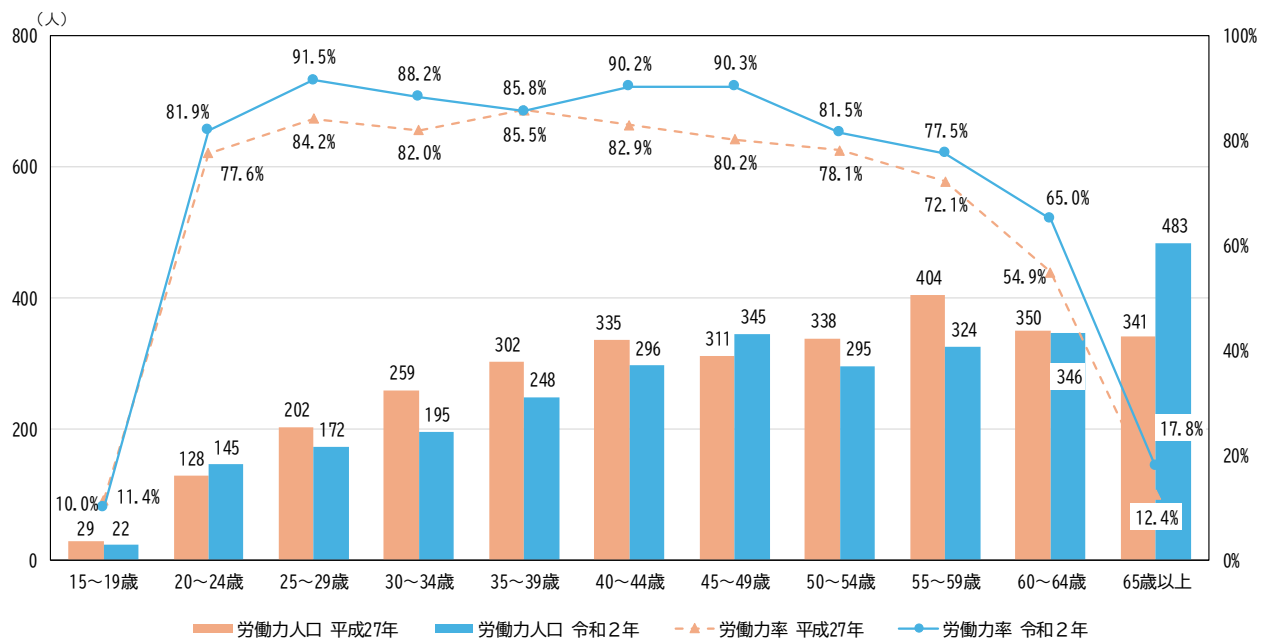
資料：青森県保健統計年報

3 女性の就労状況

女性の年齢別労働力率

女性の年齢別労働力率は、「20～24 歳」から「65 歳以上」の各区分において、平成 27 年よりも令和 2 年は労働力率が上昇し、「20～24 歳」から「50～54 歳」は、いずれも 8 割以上となっています。また、令和 2 年は、「35～39 歳」をボトムとする、いわゆる「M字カーブ」となっています。

■年齢別労働力人口及び労働力率

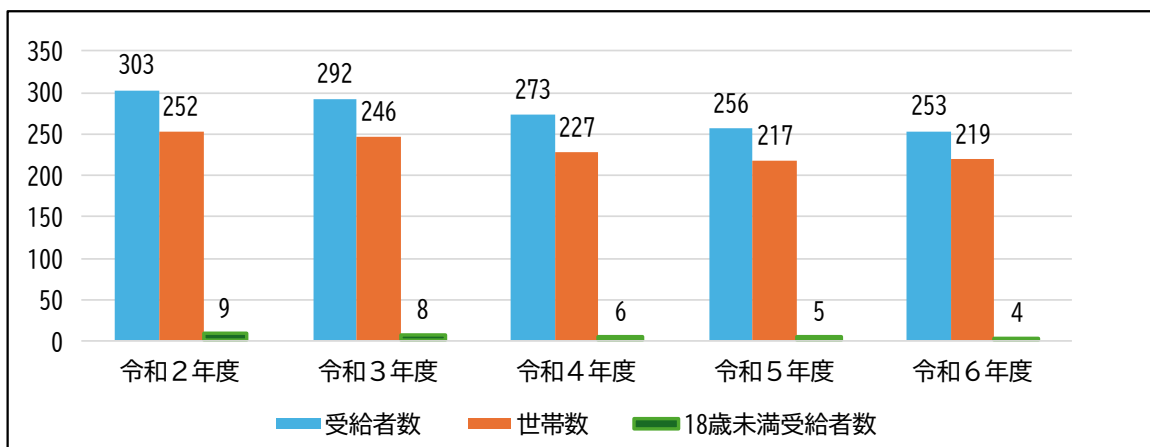


資料：国勢調査

4 子どもの貧困をめぐる状況

(1) 生活保護受給者数・世帯数等の推移

本町の生活保護受給者数をみると、減少傾向で推移しており、令和6年度4月現在で253人となっています。また、生活保護世帯数は219世帯、18歳未満の生活保護受給者数は4人となっており、世帯数は令和5年度まで減少していましたが、令和6年度に増加へ転じました。

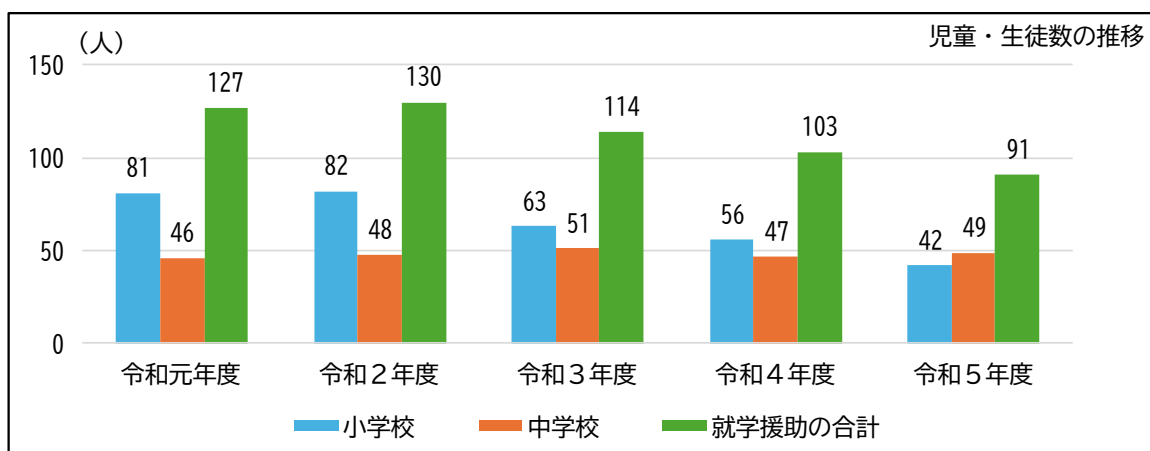


資料：介護・福祉課（各年度4月1日現在）

(2) 準要保護児童・生徒数の推移

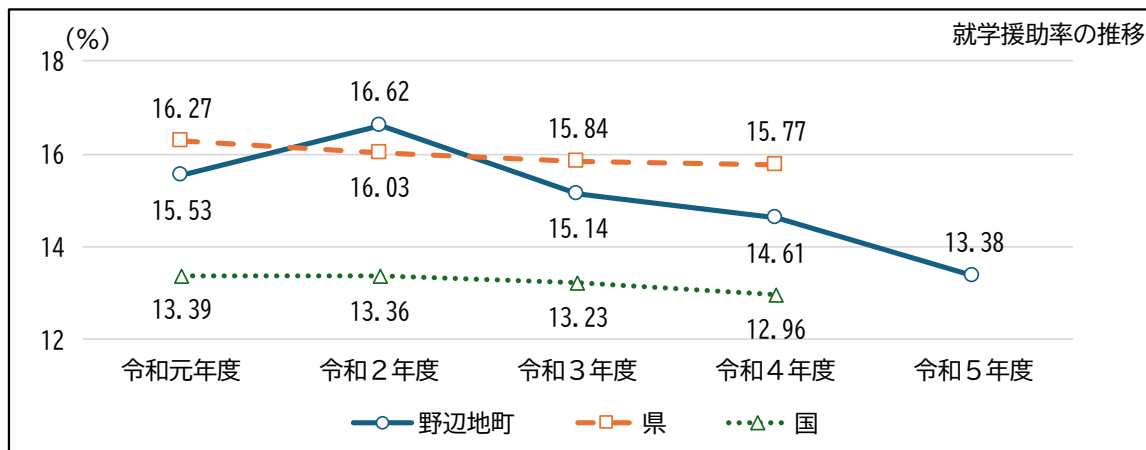
学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の援助を行っています。

本町の準要保護児童・生徒数合計をみると、令和2年度をピークに減少しており、令和5年度は91人（小学生42人、中学生49人）となっています。



資料：学校教育課（対象人数：各年度7月1日現在、児童生徒数：各年度5月1日現在）

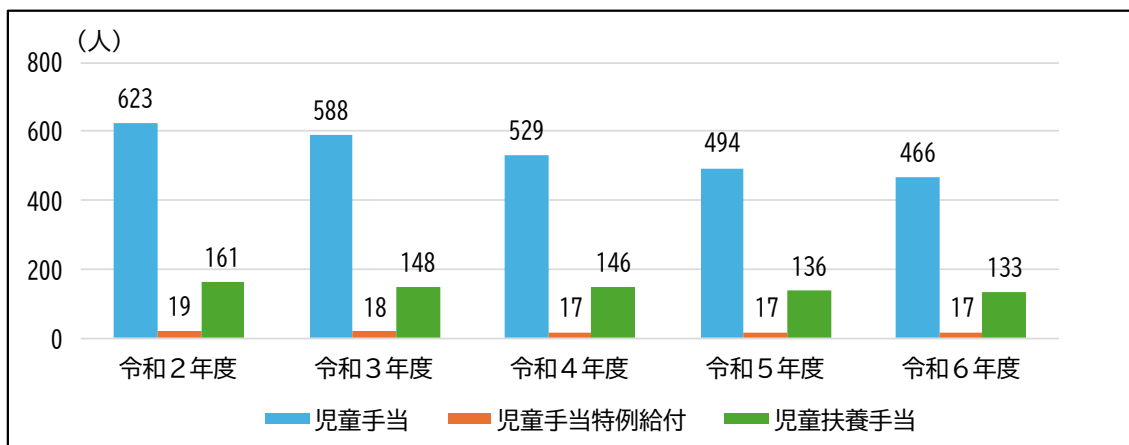
また、全ての児童・生徒数に占める割合である就学援助率をみると、本町は、令和2年度の16.62%をピークに減少しており、令和5年度は13.38%となっています。国、県と比較すると、令和2年度を除き本町は国よりも高く、県よりも低い水準となっています。



資料：同上

(3) 児童手当・児童手当特例給付・児童扶養手当の受給状況

児童手当特例給付受給者数は令和4年度以降、横ばいで推移していますが、児童手当受給者数と児童扶養手当受給者数は減少傾向で推移しています。令和6年度の受給者数は、児童手当が466人、児童手当特例給付が17人、児童扶養手当が133人となっています。



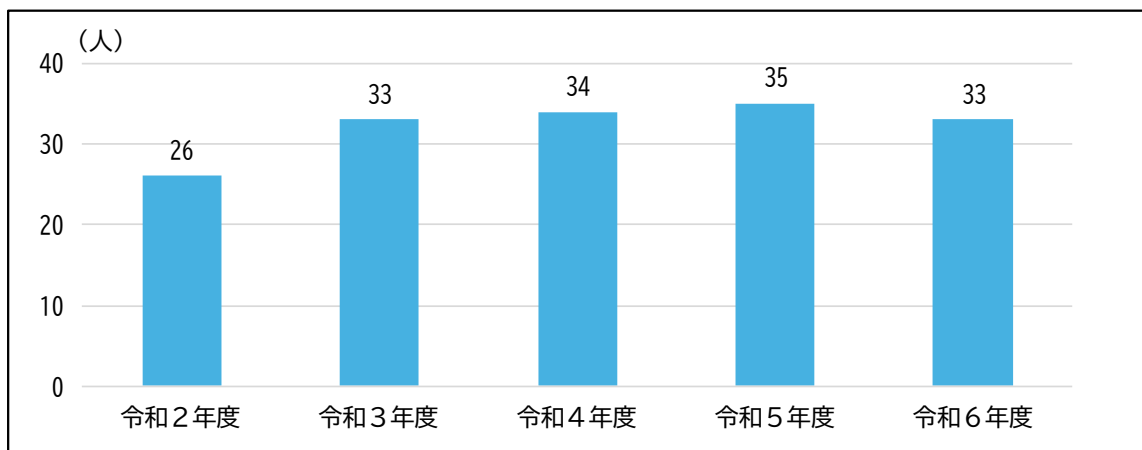
※児童手当・児童手当特例給付：令和5年度まで…各年2月支給実績
令和6年度…10月支給実績

※児童扶養手当：令和5年度まで…各年3月31日現在
令和6年度…令和6年11月1日受給者数

資料：健康づくり課

(4) 特別児童扶養手当の受給状況

本町の特別児童扶養手当受給状況をみると、令和3年度以降は30人台で推移しており、令和6年度は33人となっています。

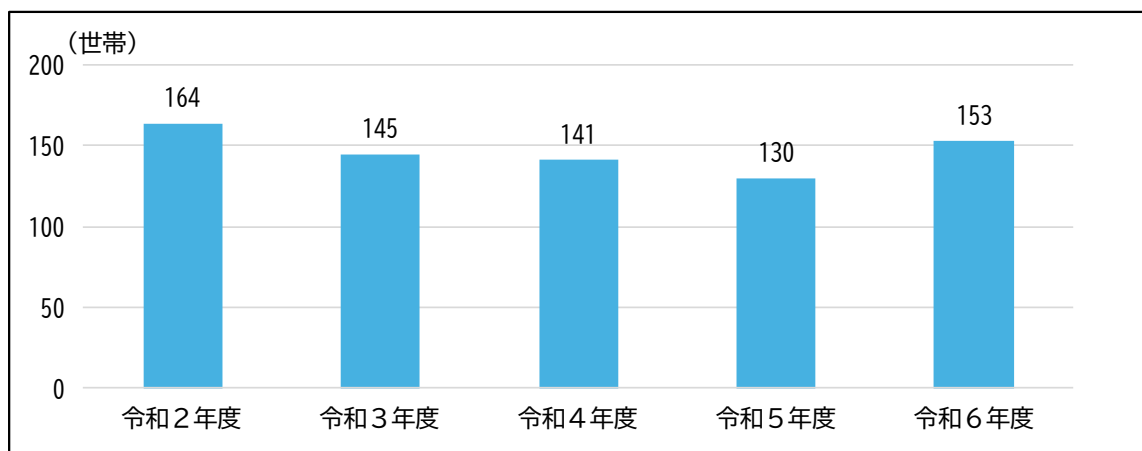


資料：介護・福祉課（令和2～5年度は3月31日現在。令和6年度は令和6年11月1日現在。）

(5) すこやか医療の受給状況

すこやか医療は、ひとり親家庭の父、母、0歳～高校生までの児童に対して医療費を助成する制度です。

本町のすこやか医療における世帯数は、令和5年度までは減少傾向で推移していましたが、令和6年度は10月から所得制限が撤廃されたことに伴い増加に転じ153世帯となっています。



資料：介護・福祉課（令和2～5年度は3月31日現在。令和6年度は令和6年11月1日現在。）

5 子育て支援の状況

(1) 保育所(園)利用者の状況

保育所(園)利用者の合計は、減少傾向で推移しており、令和6年は合計で176人となっています。なお、令和6年の定員数は195人となっています。

たけのこ保育園小中野分園は令和5年4月1日から休園。また、ともいき保育園は令和6年3月31日をもって廃園となっています。

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 定員数
野辺地保育園	101	93	91	77	86	90
たけのこ保育園	81	75	68	55	48	60
たけのこ保育園 小中野分園	8	11	9			
わかば保育園	44	41	39	41	42	45
ともいき保育園	37	33	33	31		
合計	271	253	240	204	176	195

資料：各年5月1日現在

(2) 幼稚園利用者の状況

幼稚園利用者の合計は、各年増減があり、令和6年は27人となっています。なお、令和6年の定員数は35人となっています。

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年 定員数
野辺地力トリック 幼稚園	35	29	30	32	27	35

資料：各年5月1日現在

(3) 放課後児童クラブ登録者の状況

放課後児童クラブ登録者数をみると、低学年は、令和4年以降、120人前後で推移しています。なお、馬門小学校閉校のため「なかよしクラブ」は令和4年をもって終了しました。また、令和5年以降、高学年を対象とした放課後児童クラブはありません。

低学年

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
キラキラキッズ (野辺地小学校)	61	61	61	66	63
はまなす教室 (若葉小学校)	73	68	51	55	57
なかよしクラブ (馬門小学校)	12	8	5		
合 計	146	137	117	121	120

資料：各年5月1日現在

高学年

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
キラキラキッズ (野辺地小学校)	1				
はまなす教室 (若葉小学校)					
なかよしクラブ (馬門小学校)	8	5	7		
合 計	9	5	7		

資料：各年5月1日現在

6 第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、「第3期野辺地町子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎データ収集として実施しました。

(2) 調査の実施概要

項目	内 容
調査対象	①未就学児童の保護者 ②小学生児童の保護者
配布数等	配布数：①320票、②440票、合計760票 回収数：①176票、②295票、合計471票（全てWebによる回答） 回収率：①55.0%、②67.0%、合計62.0%
調査方法	教育・保育施設、小学校を通じて配布した案内書に記載の二次元コードよりWeb上の回答フォームにアクセスして回答することを基本としました。なお施設に通っていない児童の保護者には、案内書を郵送しました。
調査時期	令和6年5月～6月

(3) 調査結果の概要

1) 就学前児童保護者対象

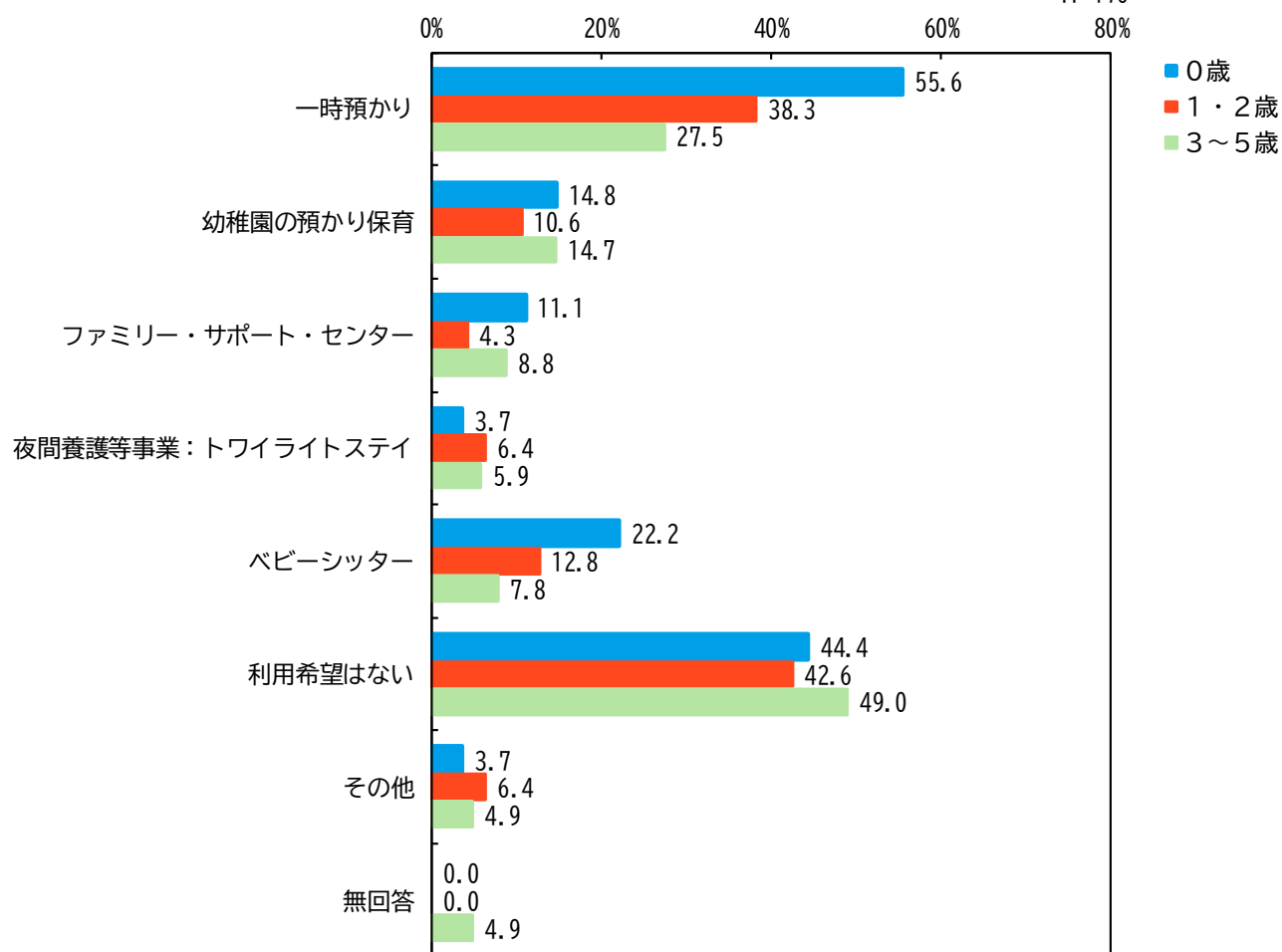
①「不定期」な教育・保育の利用意向

「0歳」は「一時預かり」が55.6%と5割超ですが、年齢区分が上がるにつれ利用意向は低下しています。「ベビーシッター」も、意向の度合いは低いものの、同様の傾向がみられます。

「1・2歳」と「3～5歳」は「利用希望はない」がそれぞれ4割台であり、最上位にあげられていますが、利用意向のあるサービスとしては「一時預かり」が最上位となっている点は「0歳」と同様です。

■「不定期」な教育・保育の利用意向

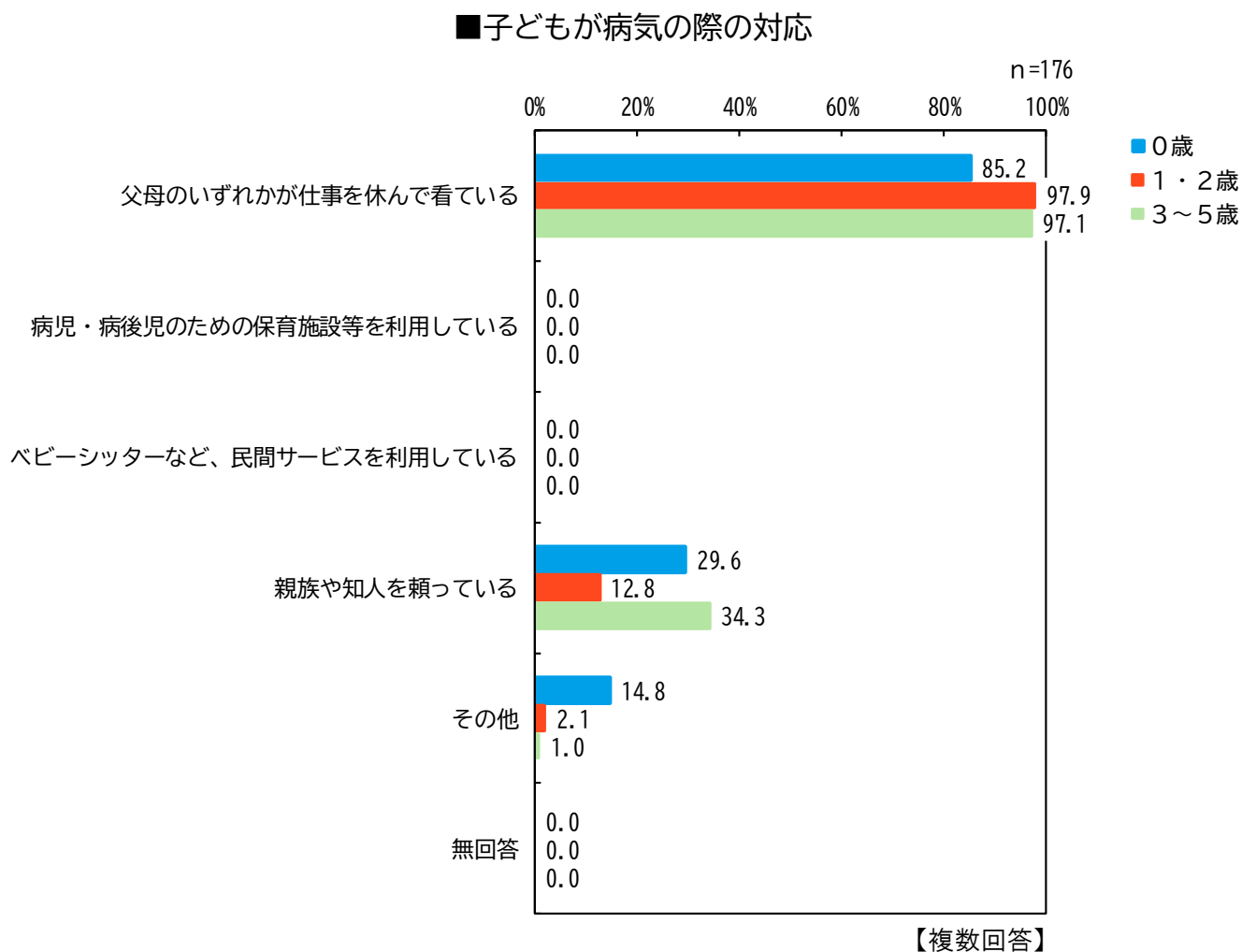
n=176



【複数回答】

②子どもが病気の際の対応

子どもが病気の際の対応は、いずれも「父母のいずれかが仕事を休んで看ている」を最上位にあげ、80～90%台となっています。次いで「親族や知人を頼っている」があげられていますが、「0歳」と「3～5歳」は3割前後である一方、「1・2歳」は約1割となっています。

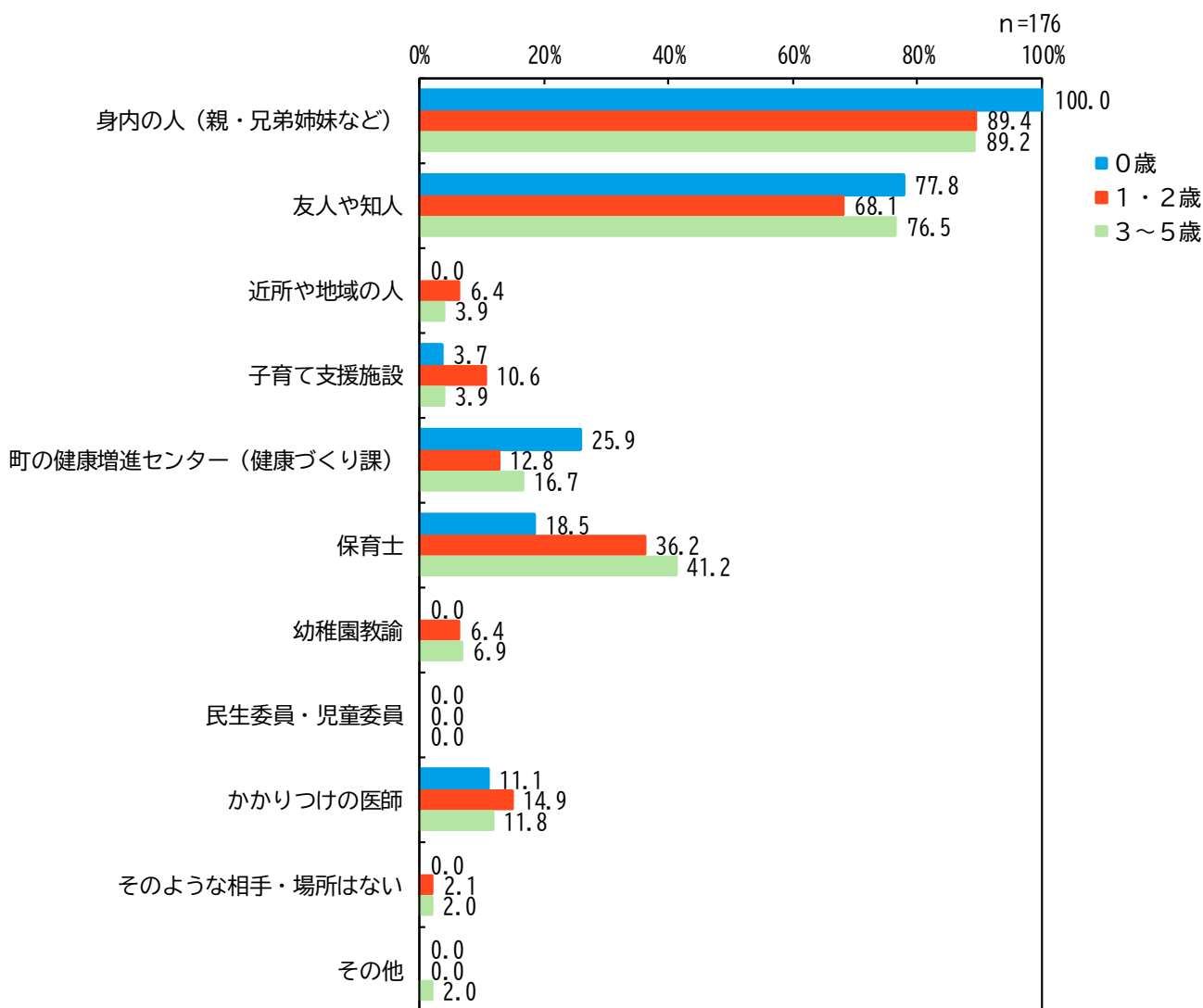


③子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手

子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手は、いずれも「身内の人（親・兄弟姉妹など）」を最上位にあげており、「0歳」は100%、「1・2歳」と「3～5歳」は約9割となっています。次いで「友人や知人」があげられ概ね7～8割です。

また、「保育士」は年齢区分が上がるにつれ割合が増加し、「3～5歳」は41.2%となっています。一方、「町の健康増進センター（健康づくり課）」は、「0歳」では25.9%ですが、「1・2歳」以降は1割台に低下しています。

■子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手

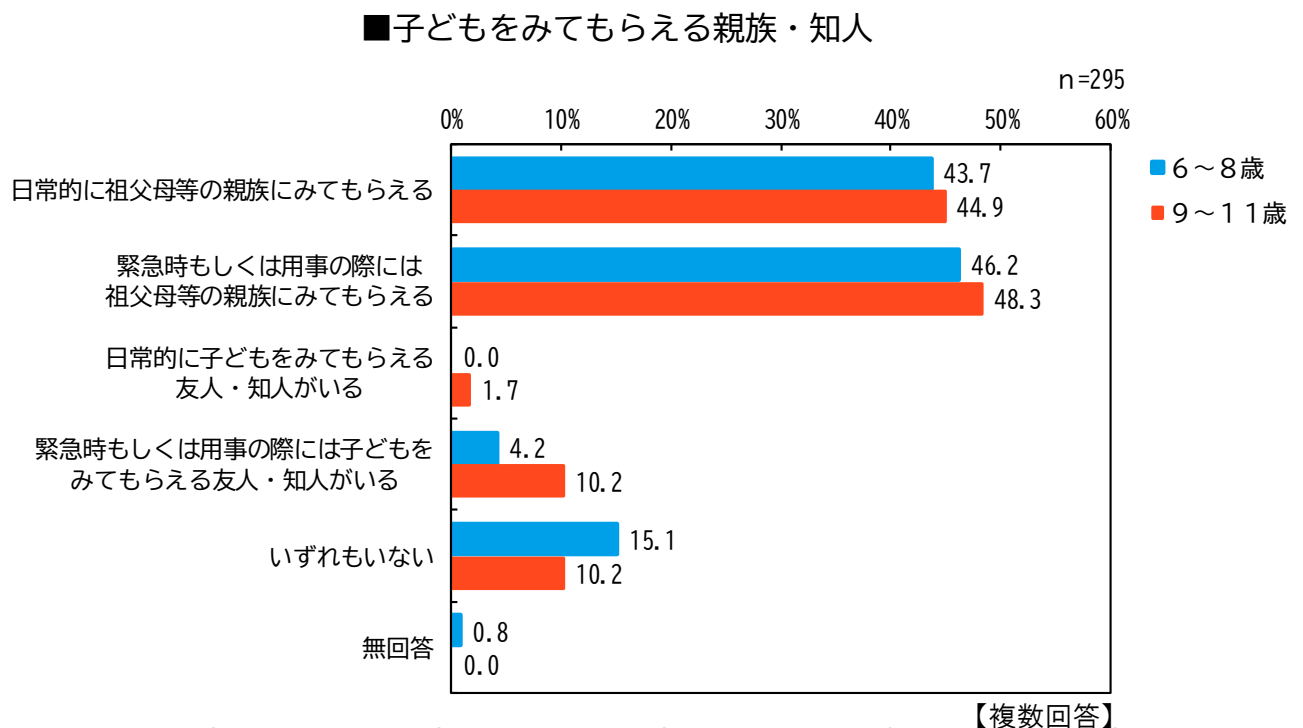


【複数回答】

2) 就学児童保護者対象

①子どもをみてもらえる親族・知人

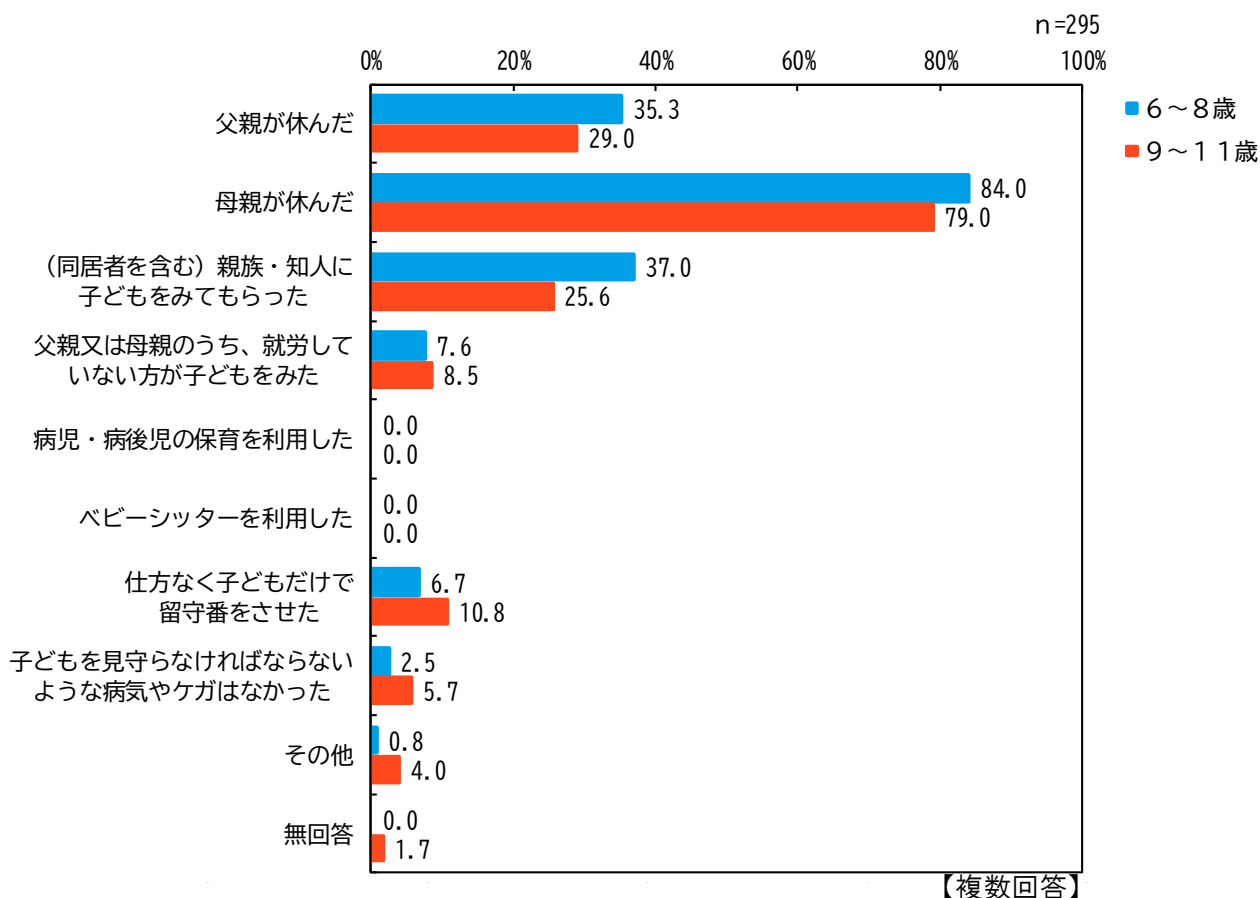
子どもをみてもらえる親族・知人は、「6～8歳」、「9～11歳」のいずれも、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最上位で46～48%台、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が43～44%台となっています。「いずれもない」は、「6～8歳」が15.1%、「9～11歳」が10.2%と、いずれも1割台となっています。



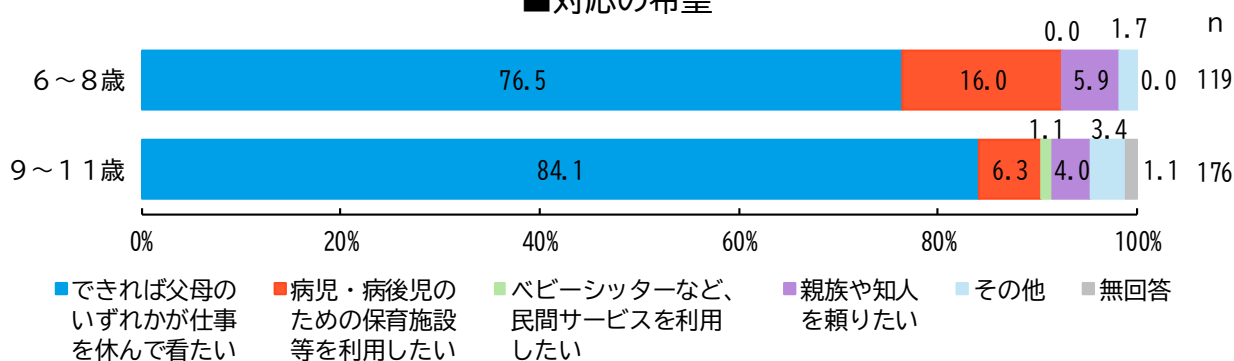
②子どもの病気やけがの際の対処方法と対応の希望

いずれも、「母親が休んだ」が最上位で約8割、次いで「父親が休んだ」、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が概ね3～4割となっています。一方、対応することを希望は、いずれも「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」が最上位で約8割ですが、「6～8歳」は「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が16.0%と、「9～11歳」よりも約10ポイント多くなっています。

■子どもの病気やけがの際の対処方法



■対応の希望



7 子どもの生活実態調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、子どもの貧困に関する多様な実態について、町内の小学生・中学生及びその保護者を対象として、生活困難の状況、教育機会に関する考え方、成育環境、支援制度の利用意向等を把握し、「第3期野辺地町子ども・子育て支援事業計画」に包含される「野辺地町子どもの貧困対策計画」を改定するための基礎データ収集として実施しました。

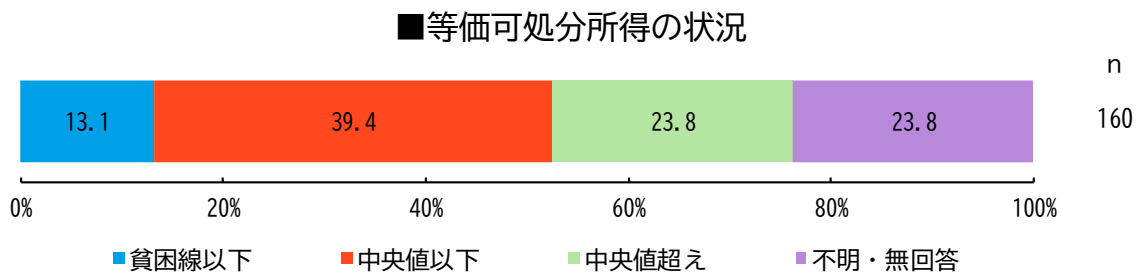
(2) 調査の実施概要

項目	内 容
調査対象	①本町に住所を有する小学5年生の児童と保護者（子ども票と保護者票の2票で1組） ②本町に住所を有する中学2年生の生徒と保護者（子ども票と保護者票の2票で1組）
配布数等	配布数：①②各 90 票、合計 180 票 回収数：①63 票、②70 票、①②不明の保護者票のみ 27 票、 合計 160 票 回収率：88.9%
調査方法	学校を通じた配布・回収
調査時期	令和6年5月～6月

(3) 調査結果の概要

1) 等価可処分所得の状況

国の「令和4年国民生活基礎調査」に倣い「等価可処分所得」を算出し、同調査が「貧困線」とする127万円以下を「貧困線以下」、貧困線を超えるものの同調査の中央値(254万円)以下を「中央値以下」、254万円を超えるものを「中央値超え」として、所得の状況を3群に分類した結果は、「貧困線以下」(n=21)が13.1%、「中央値以下」(n=63)が39.4%、「中央値超え」(n=38)が23.8%となります。

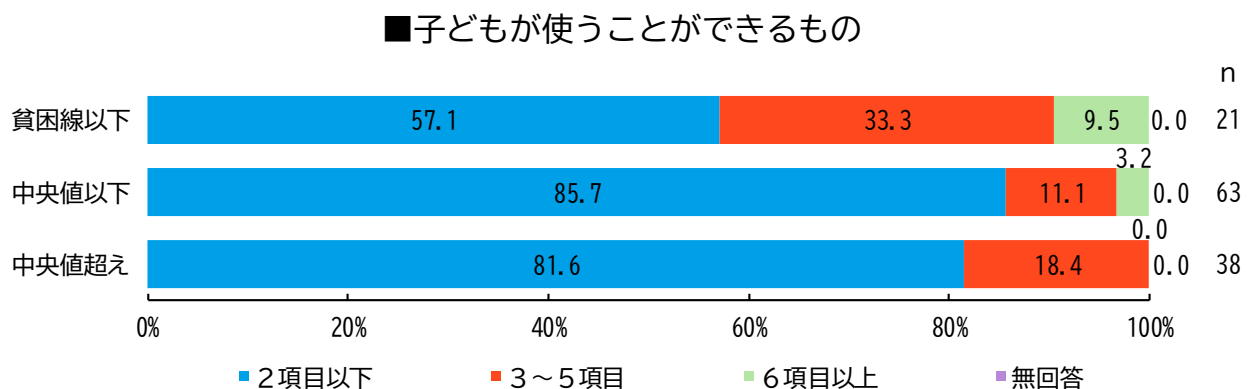


2) 子どもが使うことができるもの

「自分が使うことができるもの」として、次の13項目につき、「ある」、「ない／ほしい」、「ない／ほしくない」の3肢で回答を得ました。

- | | |
|---|----------------------------|
| A | 自分だけの本（学校の教科書やマンガはのぞく） |
| B | 子ども部屋（兄弟姉妹と使っている場合も含みます） |
| C | （自宅で）インターネットにつながるパソコン |
| D | 自宅で宿題をすることができる場所 |
| E | 自分専用の勉強机 |
| F | スポーツ用品（野球のグローブや、サッカーボールなど） |
| G | ゲーム機 |
| H | たいていの友だちが持っているおもちゃ |
| I | 自転車 |
| J | おやつや、ちょっとしたおもちゃをかうおこづかい |
| K | 友だちが着ているのと同じような服 |
| L | 2足以上のサイズのあった靴 |
| M | 携帯電話、スマートフォン |

このうち「ない／ほしい」と回答された項目数を比較すると、等価可処分所得が「中央値以下」、「中央値超え」は8割以上が「2項目以下」ですが、「貧困線以下」は57.1%と6割弱にとどまり、「3～5項目」が33.3%となっています。

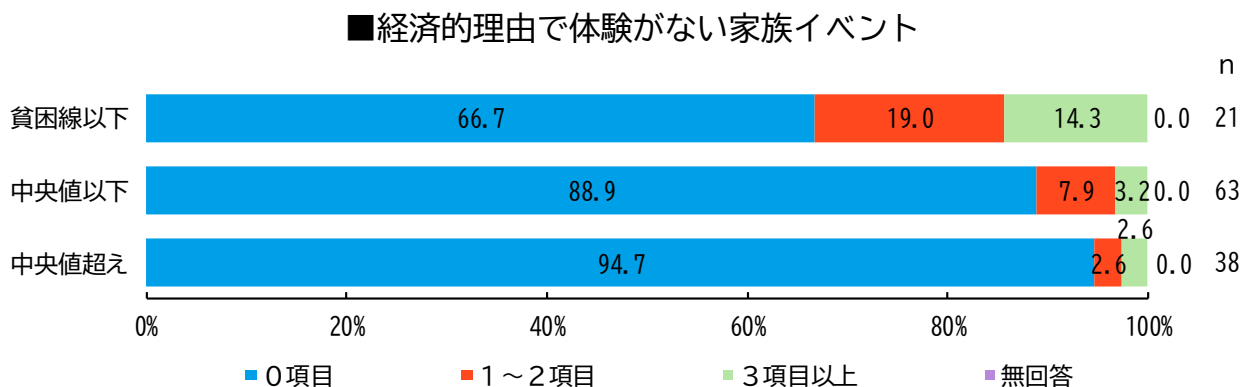


3) 経済的理由で体験がない家族イベント

次の5項目の家族イベントについて、子どもが体験することがあるかを質問し、「ある」、「ない／経済的な理由で」、「ない／時間の制約で」、「ない／その他の理由で」の4肢で回答を得ました。

- | | |
|---|------------------|
| A | 海水浴に行く |
| B | 博物館・科学館・美術館などに行く |
| C | キャンプやバーベキューに行く |
| D | スポーツ観戦や観劇に行く |
| E | 遊園地やテーマパークに行く |

このうち「ない／経済的な理由で」と回答された項目数を比較すると、「中央値超え」は94.7%が「0項目」ですが、等価可処分所得が低下するにつれ、その割合も低下し、「貧困線以下」は66.7%となっており、「1～2項目」が19.0%、「3項目以上」が14.3%を占めています。

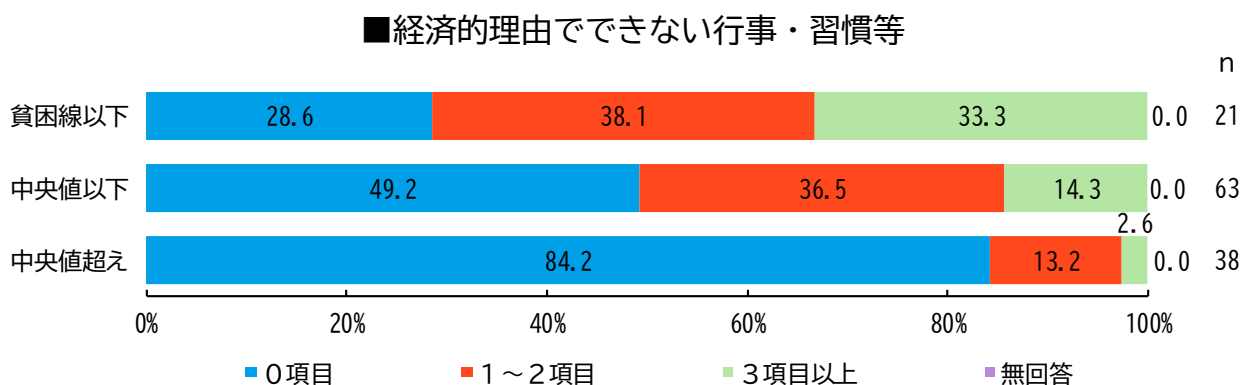


4) 経済的理由でできない行事・習慣等

一般的に子どもが豊かさを感じるであろうと考えられる次の7項目の行事・習慣等について、「している」、「していない／したくない（方針でしない）」、「していない／経済的にできない」の3肢で回答を得ました。

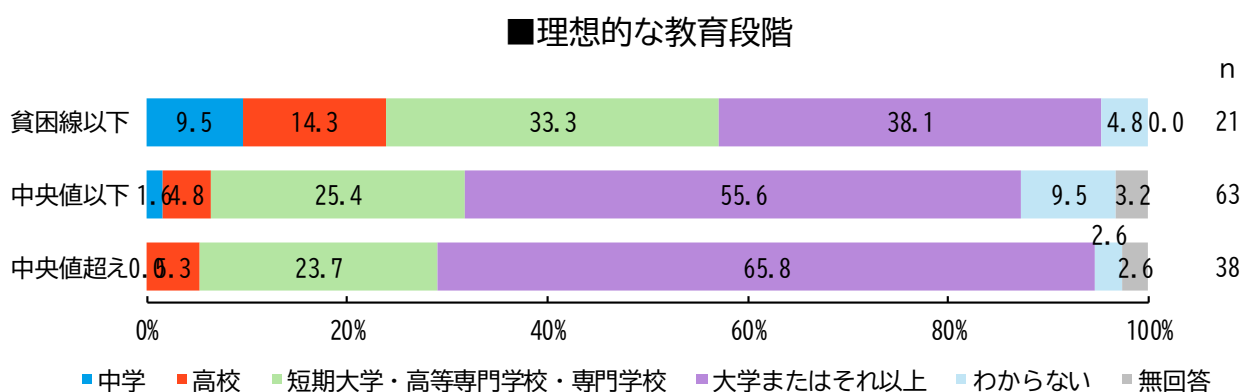
- | | |
|---|-------------------------|
| A | 定期的にお小遣いを渡す |
| B | 毎年新しい洋服・靴を買う |
| C | 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる |
| D | 学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう） |
| E | お誕生日のお祝いをする |
| F | 1年に1回くらい家族旅行に行く |
| G | クリスマスプレゼントや正月のお年玉をあげる |

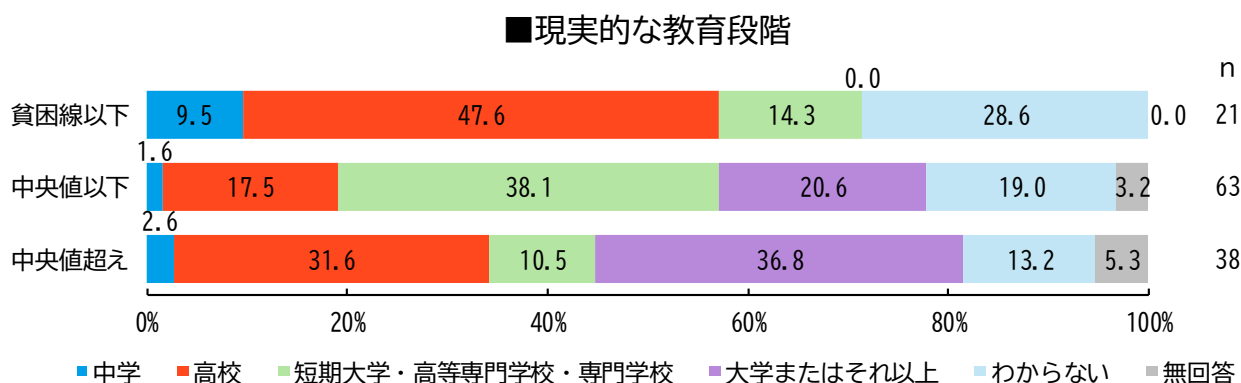
このうち「していない／経済的にできない」と回答された項目数を比較すると、「中央値超え」は84.2%が「0項目」ですが、等価可処分所得が低下するにつれ、その割合も低下し、「貧困線以下」は28.6%となっており、「1～2項目」が38.1%、「3項目以上」が33.3%を占めています。また、「中央値以下」も、「1～2項目」が36.5%、「3項目以上」が14.3%となっています。



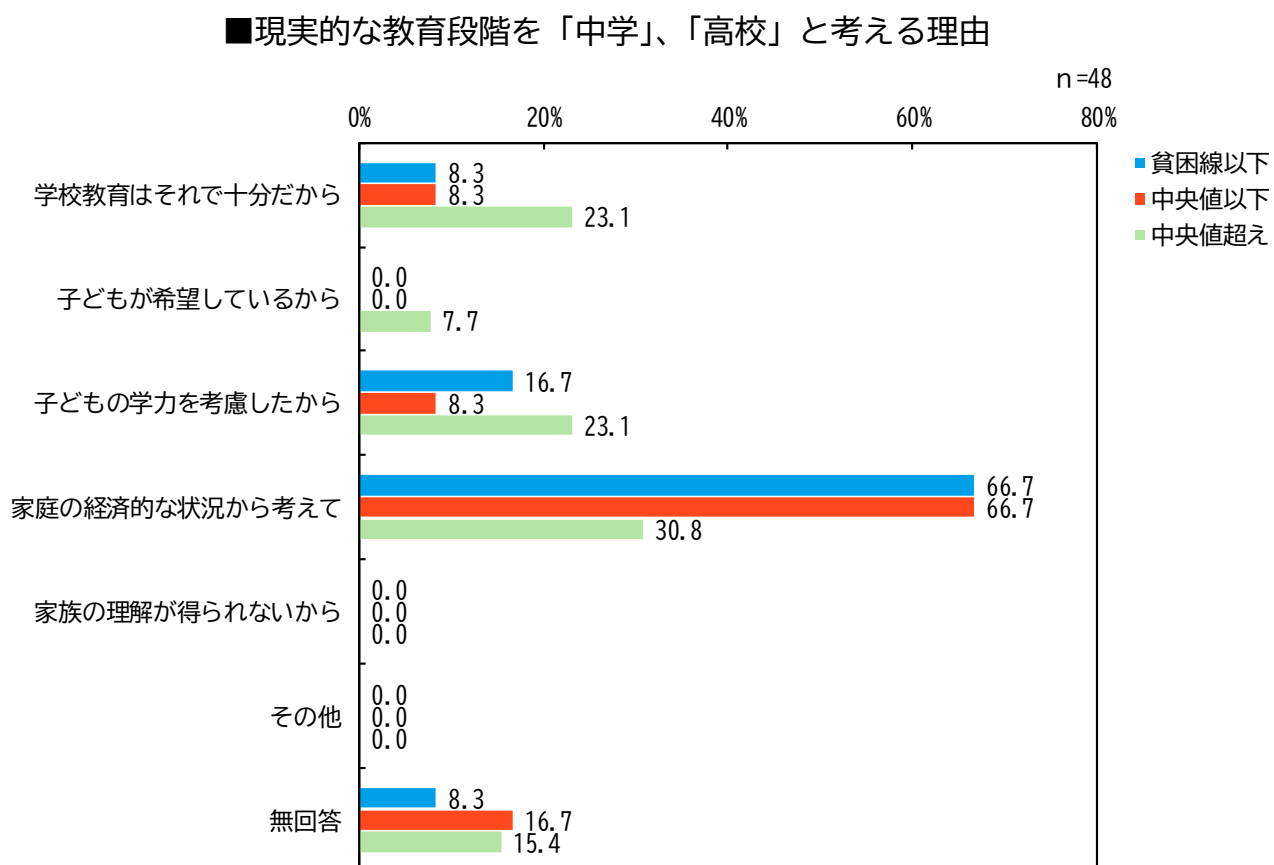
5) 子どもの理想的な教育段階と現実的な教育段階

子どもの「理想的な教育段階」と「現実的な教育段階」についてみると、「理想的な教育段階」はいずれも「大学またはそれ以上」が最も多くなっていますが、「現実的な教育段階」は、「貧困線以下」が「高校」(47.6%)、「中央値以下」が「短期大学・高等専門学校・専門学校」(38.1%)、「中央値超え」が「大学またはそれ以上」(36.8%)が最も多くなっています。





さらに「現実的な教育段階」について「中学」、「高校」と回答した人に、その理由を尋ねたところ（次頁グラフ）、いずれも「家庭の経済的な状況から考えて」を最上位に挙げていますが、「貧困線以下」及び「中央値以下」は66.7%と、「中央値超え」（30.8%）よりも顕著に多くなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手を育成する基礎となる、重要な未来への投資であり、町全体で取り組むべき最重要課題のひとつです。

本計画策定のためのアンケート調査の自由記述では「小児科の診療日数を増やしてほしい」、「病児保育施設の設置を希望」、「保育料の無償化を求める声」、「学童保育の時間延長を希望」等、子育てに伴う様々な負担や不安の緩和を求める意見が示されています。

また、町が令和3年に策定した「第6次野辺地町まちづくり総合計画」は、子育て支援の充実における「5年間の目標」として「地域の中でゆとりある子育てができ、子どもが健やかに育つまちをめざす!」と掲げ、子育て家庭への経済的支援、安心して子どもを産み育てるための環境づくり、子どもの育ちを支える保育環境づくり、障がいのある子どもに対する支援の充実、子どもたちの健やかな成長を支援する環境づくりに取り組んでいます。

「第6次野辺地町まちづくり総合計画」の分野計画である本計画も、「5年間の目標」との調和を図り基本理念を「地域の中でゆとりある子育てができ 子どもが健やかに育つまち のへじ」として必要な施策を計画的、体系的に実施します。

基本理念

地域の中でゆとりある子育てができ
子どもが健やかに育つまち のへじ

2 基本的な視点

基本理念を実現するため、各施策に取り組む基本的な視点を次のとおりに設定しました。

視点1 子どもの最善の利益の探求

子どもとは心身の発達過程にある存在であり、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがあってはなりません。そのためには、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本とし、障がい、疾病、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

視点2 親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

視点3 地域全体での支え合い

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目標を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たすとともに相互に協力し、全ての子どもが健やかに成長できる地域社会の実現を目指します。

3 基本目標

基本理念の実現にむけて次の4つの基本目標を掲げ、本町の子育て支援について、子育て家庭、地域とともに取り組みます。

基本目標1 安心して子どもを産み育てるための環境づくり

安心して子どもを産み育てることができるよう関係機関・地域・家庭との連携を強化し、子育て支援サポートの環境整備を目指します。

基本目標2 子どもの育ちを支える保育・教育の環境づくり

子どもを養育する親世代も、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、社会的な責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、多様な生き方を選択し、自己実現できる社会の実現を地域全体で共有しながら、子どもの育ちを切れ目なく支える保育・教育の整備を目指します。

基本目標3 子どもたちの健やかな成長を支援する環境づくり

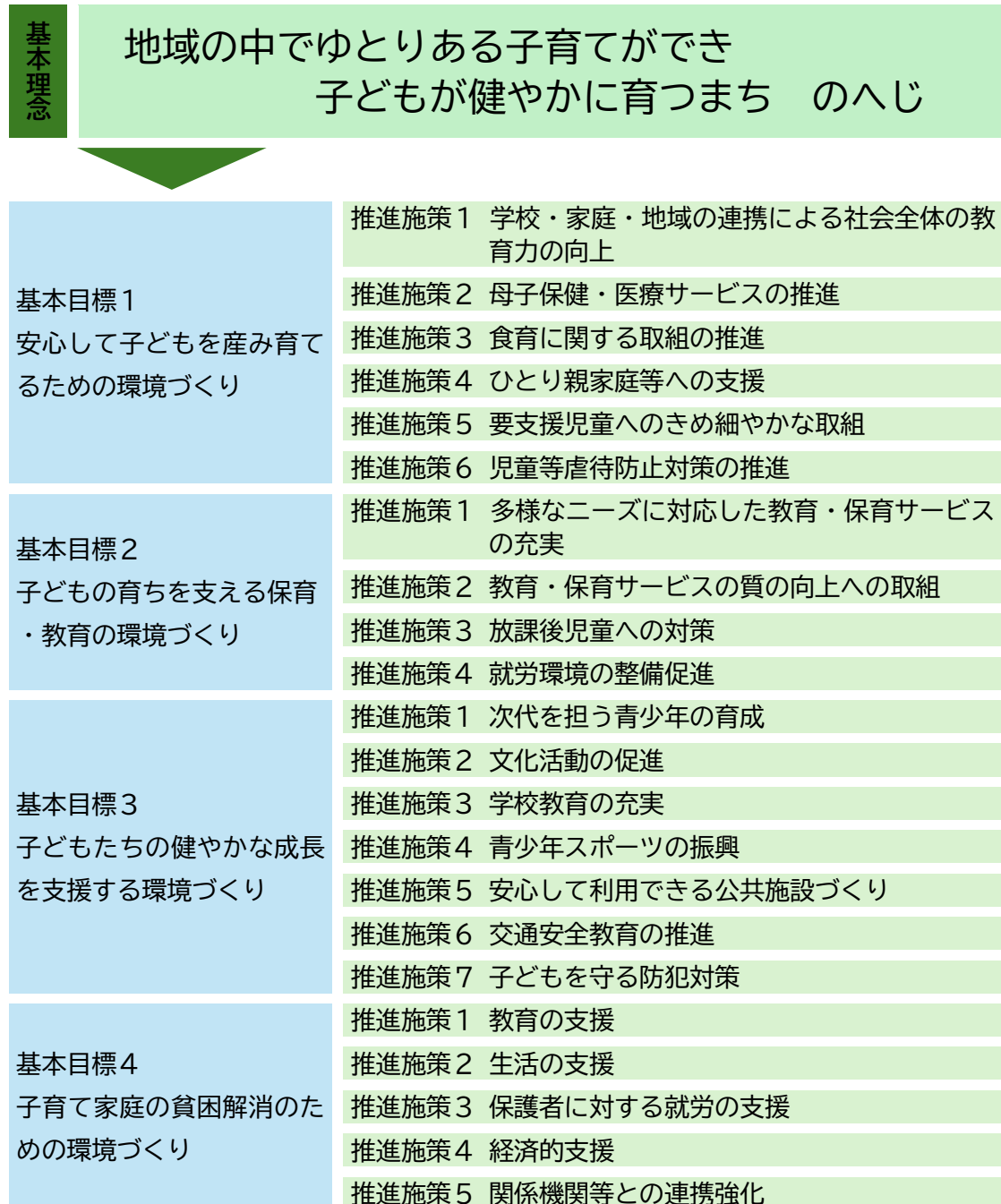
学校教育だけではなく、課外活動や社会活動への参加を通じて、親子が成長するとともに、子どもを安心して育てられるよう、子どもを事故や犯罪から守り、道路環境整備や子どもの安全な遊び場の確保、地域の環境美化等に努め、良好な子育て環境づくりを目指します。

基本目標4 子育て家庭の貧困解消のための環境づくり

貧困は子どもとその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約するだけでなく、社会の安定と持続性の低下にもつながります。子育て家庭の貧困解消のため支援を充実し全ての子どもが幸せな状態で成長できる環境づくりを目指します。

4 施策体系

基本理念を実現するため、体系的に各施策を実施します。



第4章 第2期事業計画の評価等

第2期子ども・子育て支援事業計画で設定した見込量に対する計画期間の実績は次のとおりです。

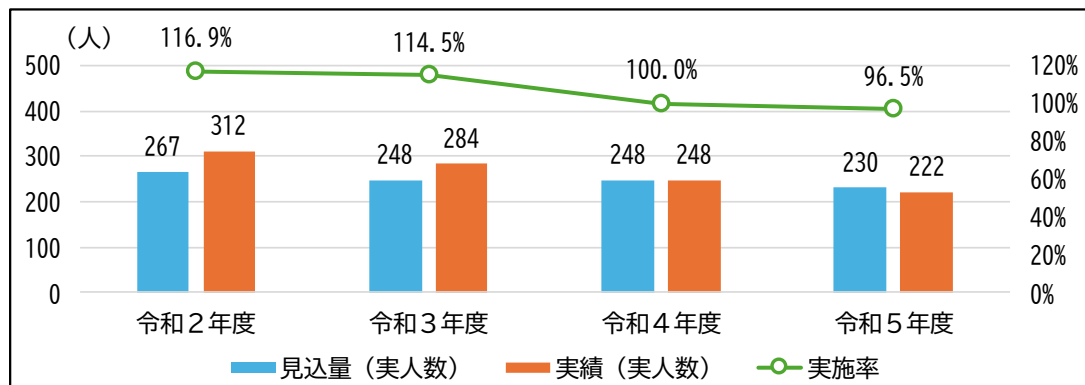
1 教育・保育

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

保育施設における第2期計画期間の実績は、各認定区分を合計した全体で見ると令和2年度の312人から令和5年度の222人へ90人減少しています。

実施率は、令和4年度までは100%を上回っていますが、令和5年度には96.5%となっており、見込量を下回る実績となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量（実人数）	267	248	248	230
2号認定（3～5歳）	154	145	148	135
3号認定（0歳）	17	16	15	14
3号認定（1・2歳）	96	87	85	81
実績（実人数）	312	284	248	222
2号認定（3～5歳）	162	158	148	131
3号認定（0歳）	45	33	29	31
3号認定（1・2歳）	105	93	71	60
実施率（実績／見込）	116.9%	114.5%	100.0%	96.5%
2号認定（3～5歳）	105.2%	109.0%	100.0%	97.0%
3号認定（0歳）	264.7%	206.3%	193.3%	221.4%
3号認定（1・2歳）	109.4%	106.9%	83.5%	74.1%

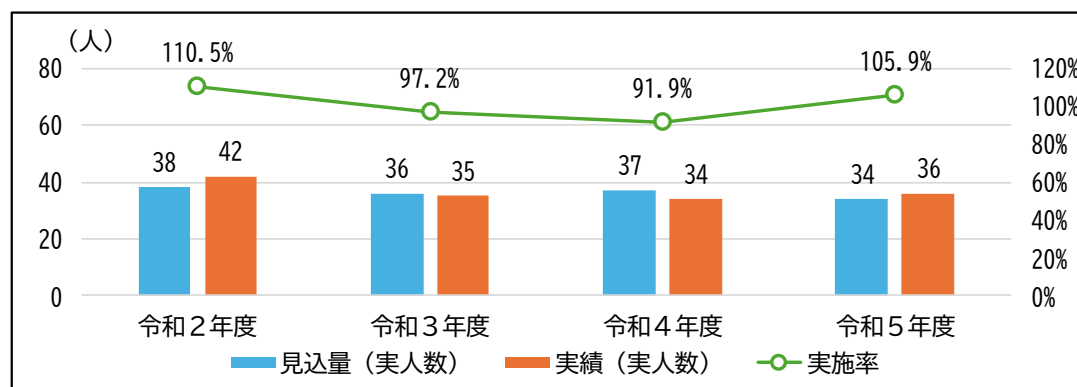


(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

特定教育施設における第2期計画期間の実績は、令和4年度まで減少傾向で推移しましたが、令和5年度は増加に転じ36人となっています。

実施率は、令和3年度及び令和4年度は見込量を下回る実績となっていました。令和5年度は見込量を上回る実績となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量（実人数）	38	36	37	34
実績（実人数）	42	35	34	36
実施率（実績／見込）	110.5%	97.2%	91.9%	105.9%

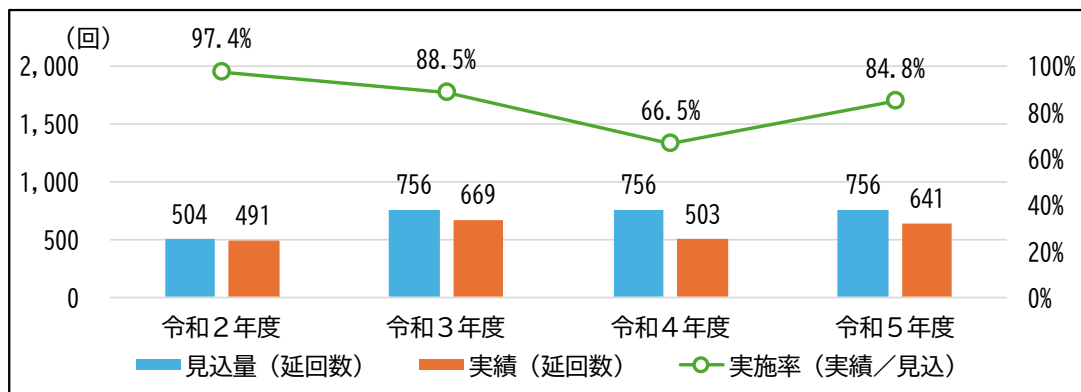


2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業における第2期計画期間の実績は、令和4年度に503回と減少しましたが、令和5年度は641回と増加となっています。対計画比では、各年度とも見込量を下回る実績となっています。

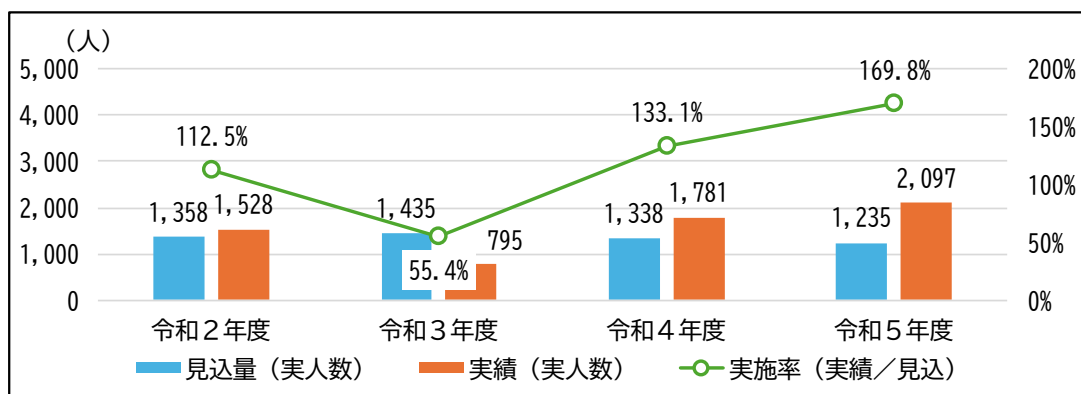
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量（延回数）	504	756	756	756
実績（延回数）	491	669	503	641
対計画比（実績／見込）	97.4%	88.5%	66.5%	84.8%



(2) 一時預かり事業

一時預かり事業における第2期計画期間の実績は、令和3年度に「1号認定を受けた子どもの預かり（幼稚園型）」が大きく減少しましたが、その後は増加に転じ、令和5年度は2,097人となっています。対計画比も、令和4年度以降、見込量を上回る実績となっています。

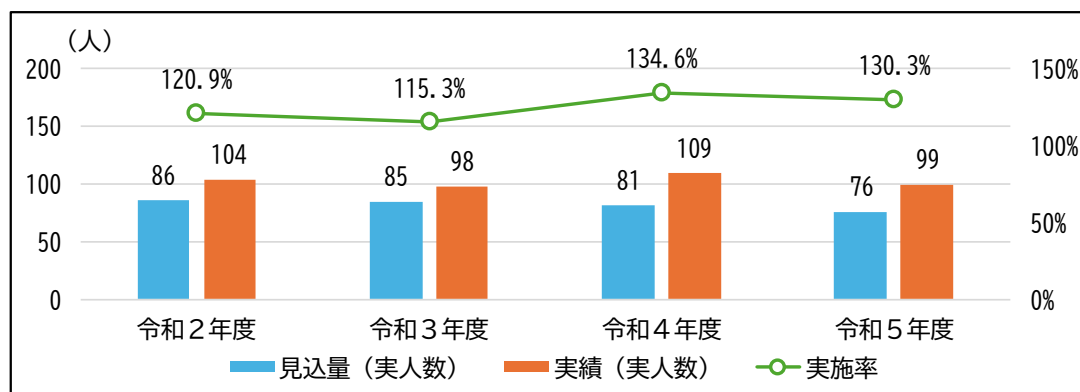
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量（実人数）	1,358	1,435	1,338	1,235
1号認定（幼稚園型）	1,238	1,315	1,218	1,115
未利用（一般型）	120	120	120	120
実績（実人数）	1,528	795	1,781	2,097
1号認定（幼稚園型）	1,528	795	1,781	2,097
未利用（一般型）	0	0	0	0
対計画比（実績／見込）	112.5%	55.4%	133.1%	169.8%



(3) 延長保育事業

延長保育事業における第2期計画期間の実績は、概ね100人前後で推移しており令和5年度は99人となっていますが、対計画比では、各年度とも見込量を上回る実績となっています。

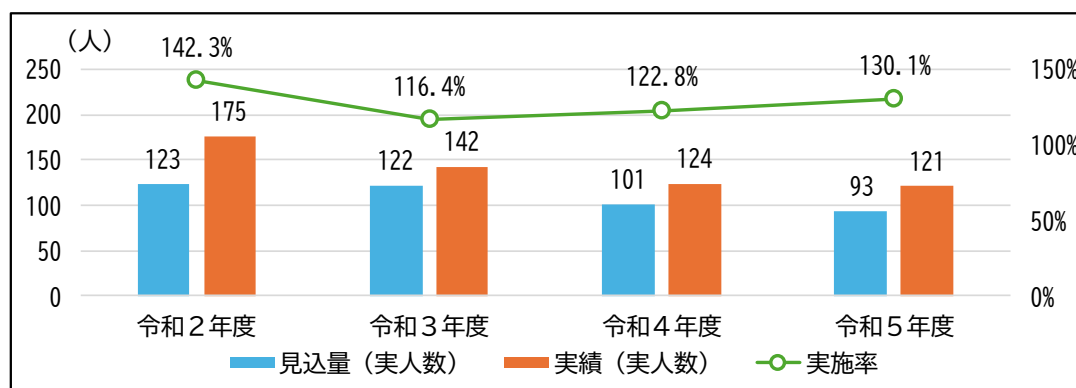
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量 (実人数)	86	85	81	76
実績 (実人数)	104	98	109	99
対計画比 (実績/見込)	120.9%	115.3%	134.6%	130.3%



(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業における第2期計画期間の実績は、令和2年度の175人から令和5年度の121人へ減少傾向で推移していますが、対計画比では、各年度とも見込量を上回る実績となっています。

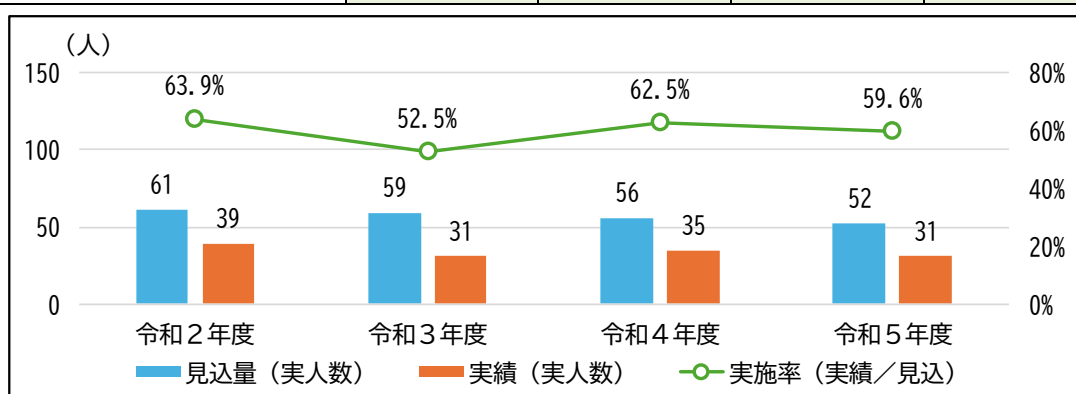
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量（実人数）	123	122	101	93
低学年	100	100	83	77
高学年	23	22	18	16
実績（実人数）	175	142	124	121
低学年	146	137	117	121
高学年	29	5	7	0
対計画比（実績／見込）	142.3%	116.4%	122.8%	130.1%



(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業における第2期計画期間の実績は、30人台で推移し、令和5年度は31人となっています。対計画比では、各年度とも見込量を下回る実績となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量（実人数）	61	59	56	52
実績（実人数）	39	31	35	31
対計画比（実績／見込）	63.9%	52.5%	62.5%	59.6%

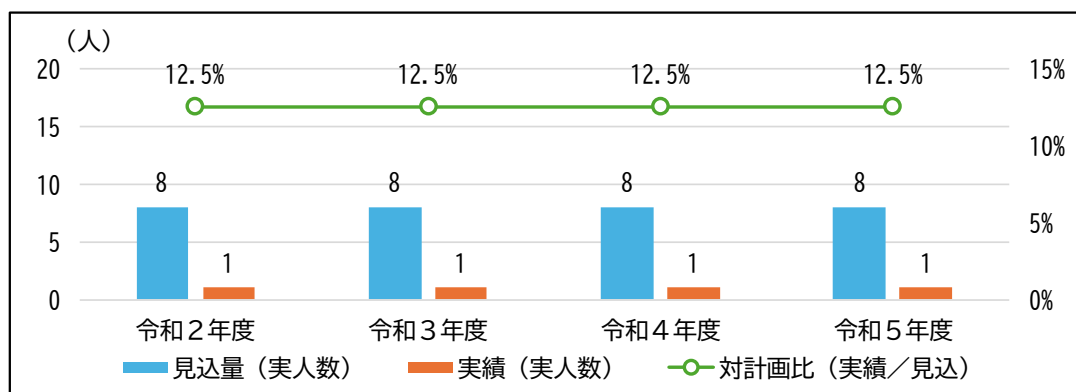


※対象者全員に訪問を行っています。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業における第2期計画期間の実績は、各年度とも1人となっています。対計画比では、各年度とも見込量を下回る実績となっています。

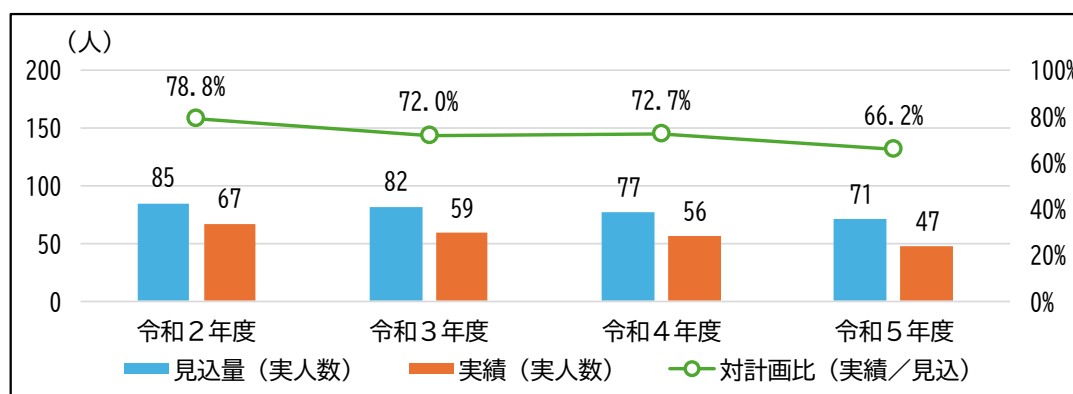
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量（実人数）	8	8	8	8
実績（実人数）	1	1	1	1
対計画比（実績／見込）	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%



（７）妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業における第２期計画期間の実績は、減少傾向で推移し、令和５年度は４７人となっています。対計画比では、各年度とも見込量を下回る実績となっています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
見込量（実人数）	85	82	77	71
実績（実人数）	67	59	56	47
対計画比（実績／見込）	78.8%	72.0%	72.7%	66.2%



※対象妊婦は全員本事業を活用しています。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことです。各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定する必要があります。

また、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することもできます。

本町では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については広域性を確保することを基本とし、提供区域を基本的には町全体1区域と設定します。

2 支給認定区分

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

■認定の区分

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和7年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）		25	0	93	33	33	31
確保提供数	幼稚園	25					
	認定こども園（幼稚園部分）	0					
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0	0
	保育所			93	33	33	31
	確保提供数の合計（B）	25		93	33	33	31
差異（B－A）		0		0	0	0	0

■令和8年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）		23	0	82	32	32	31
確保提供数	幼稚園	23					
	認定こども園（幼稚園部分）	0					
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0	0
	保育所			82	32	32	31
	確保提供数の合計（B）	23		82	32	32	31
差異（B－A）		0		0	0	0	0

■令和9年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）		23	0	78	31	31	30
確保 提供 数	幼稚園	23					
	認定こども園（幼稚園部分）	0					
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0	0
	保育所			78	31	31	30
	確保提供数の合計（B）	23		78	31	31	30
差異（B－A）		0		0	0	0	0

■令和10年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）		23	0	81	30	30	30
確保 提供 数	幼稚園	23					
	認定こども園（幼稚園部分）	0					
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0	0
	保育所			81	30	30	30
	確保提供数の合計（B）	23		81	30	30	30
差異（B－A）		0		0	0	0	0

■令和 11 年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
			教育を希望	左記以外			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）		23	0	79	29	29	29
確保提供数	幼稚園	23					
	認定こども園（幼稚園部分）	0					
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0	0
	保育所			79	29	29	29
	確保提供数の合計（B）	23		79	29	29	29
差異（B－A）		0		0	0	0	0

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7～11年度の計画期間において、ニーズ量に対しての確保提供数を確保できていることから、現状での施設整備は行わないこととします。

（2）教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

(3) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、都道府県から認可を受け、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認可を受けることになります。

幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保する等、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れ等、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

本町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないよう、育児明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：か所／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保提供数	1	1	1	1	1

【確保方策】

利用状況等を踏まえ、必要に応じ健康づくり課が対応を行います。

あわせて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めます。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：延回数／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	526	491	474	474	462
確保提供数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【確保方策】

地域における子育て支援の充実に努め、地域の子育てグループ等を支援し、自主的な活動の拡充を図るとともに、関係機関を含めたネットワークづくりを推進するとともに、ニーズに合わせた実施体制等の整備・拡充に努めます。

③一時預かり事業

○1号認定を受けた子どもの預かり（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

（単位：延人数／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,515	1,340	1,340	1,340	1,340
確保提供数	1,515	1,340	1,340	1,340	1,340

【確保方策】

野辺地カトリック幼稚園で実施しており、ニーズ量に対応した提供数が確保できる見込みです。引き続き、適切な提供数が確保できるよう努めます。

○特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり（一般型）

病気やけが、冠婚葬祭等、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

（単位：延人数／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保提供数	1	1	1	1	1

【確保方策】

第2期計画期間での利用実績はありませんが、広域利用によるサービス量を見込みました。引き続き、関係機関との連携を図り、今後のニーズの動向や状況を注視し、必要に応じた提供数の確保に努めます。

④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、本町では、本事業を実施していません。今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

現在、本町では、本事業を実施していません。ニーズ調査による利用の希望もわずかであることから、本計画期間におけるニーズ量は見込みません。引き続き、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑥延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

（単位：実人数／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	82	76	74	74	72
確保提供数（B）	82	76	74	74	72
実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
差異（B－A）	0	0	0	0	0

【確保方策】

町内の保育園で実施しており、ニーズ量に対応した提供数が確保できる見込みです。引き続き、適切な提供数が確保できるよう努めます。

⑦病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

ニーズ調査では、「病児・病後児保育施設等の利用意向」として「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」や「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」へのニーズが把握されていますが、本町において供給体制が整備できていないことから、本計画期間における確保提供が見込めません。

引き続き、上十三・十和田湖広域定住自立圏域における広域利用の推進や、関係機関との連携を図り、必要に応じた検討を行います。

⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

（単位：実人数／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	118	106	90	77	69
低学年	118	106	90	77	69
高学年	0	0	0	0	0
確保提供数（B）	118	106	90	77	69
低学年	118	106	90	77	69
高学年	0	0	0	0	0
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
差異（B－A）	0	0	0	0	0

【確保方策】

令和4年度で馬門小学校の閉校により、低学年及び高学年を対象とした「なかよしクラブ」は終了しました。このため低学年を対象とした野辺地小学校「キラキラキッズ」、若葉小学校「はまなす教室」での見込み量の確保となります。引き続き、今後の児童数の推移やニーズ状況を勘案しながら事業内容の検討を行います。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

(単位：実人数／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	34	33	32	31	30
確保提供数	34	33	32	31	30
実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【確保方策】

0歳児の推計人口をもとに訪問人数であるサービス量を見込んでいます。引き続き、本事業を継続的に展開し、乳児のいる全ての世帯を訪問することで、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

⑩養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【確保方策】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した対象者に対して、児童家庭相談事業による支援を行うことから、本計画期間におけるニーズ量は見込んでおりません。

⑪妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：実人数／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33	32	31	30	29
確保提供数	33	32	31	30	29
実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【確保方策】

翌年度0歳児の推計人口をもとに受診者数であるサービス量を見込んでいます。引き続き、本事業を継続的に展開し、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

国の動向や必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

引き続き、事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開します。

⑭子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

(単位：人／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保提供数	2	2	2	2	2

【確保方策】

パンフレットや面談時に周知する等、ニーズ量に対応した提供数が確保できるように努めます。

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の子どもの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本計画期間におけるニーズ量は見込みませんが、関係機関との連携を図り、今後のニーズの動向や状況等を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑯親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

本計画期間におけるニーズ量は見込みませんが、関係機関との連携を図り、今後のニーズの動向や状況等を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑰妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(単位：回／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数： 33	妊娠届出数： 32	妊娠届出数： 31	妊娠届出数： 30	妊娠届出数： 29
	1組当たり 面談回数： 2回以上	1組当たり 面談回数： 2回以上	1組当たり 面談回数： 2回以上	1組当たり 面談回数： 2回以上	1組当たり 面談回数： 2回以上
	面談実施合 計回数： 66回以上	面談実施合 計回数： 64回以上	面談実施合 計回数： 62回以上	面談実施合 計回数： 60回以上	面談実施合 計回数： 58回以上
確保提供数	66回以上	64回以上	62回以上	60回以上	58回以上

【確保方策】

妊婦等の安心安全な妊娠経過や出産・育児を支援するため、妊娠早期より保健師や助産師等の専門職による相談支援を切れ目なく行います。

妊娠届出時と産後の新生児（乳児）訪問時に面談を行うとともに、「妊婦のための支援給付」として、それぞれ5万円の支給も併せて実施します。

上記以外にも、妊娠後期に面談または電話にて相談対応するとともに、アンケートを実施し、妊婦のニーズに対応した支援を行います。

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労の有無や理由を問わず0歳6か月～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる事業です。

(単位：人／年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	0	1	1	1	1
	確保提供数	0	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	0	1	1	1	1
	確保提供数	0	1	1	1	1
2歳児	量の見込み	0	1	1	1	1
	確保提供数	0	1	1	1	1

【確保方策】

町内保育園または幼稚園で実施する予定です。

在宅で子育てをする世帯の子どもが、家庭とは異なる経験及び家族以外の人と関わる機会を与えます。また、孤独感や不安感を抱えながら子育てを行っている保護者の負担感の軽減を行い、ニーズに合わせて実施体制等の整備・拡充に努めます。

⑱産前・産後ケア事業

妊娠中から産後の生活と育児に関して特に支援を必要とする妊婦及び母子を対象に、知識と手技の獲得を図り、心身の安定と育児不安の解消を目的として行う事業です。身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、妊娠中・産後の生活指導、沐浴をはじめとする新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていくうえで必要な社会サービスの紹介等による心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

(単位：人／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	14	14	13
確保提供数	15	15	14	14	13

【確保方策】

助産師等の専門職が訪問や来所にて下記の相談やケアに応じます。

- (1) 新生児の沐浴支援に関すること。
- (2) 母乳育児支援に関すること。
- (3) 妊娠中・産後の生活指導等に関すること。

4 支援を要する子どもや家庭へのサポートの充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの権利を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。児童虐待に伴う個別に支援を要する家族も多い状況になっており、様々な事情を抱える家庭に対しては、関係機関や地域等と連携した社会全体での取組が求められます。

本町においては、七戸児童相談所等の関係機関・団体から成る野辺地町要保護児童対策地域協議会を設置しており、引き続き個別に支援を要する子どもや家庭に対して関係機関のネットワークを駆使した取組を行う必要があります。

また、妊産期から子育て期までの切れ目のない包括的支援と住民に寄り添ったきめ細かな 対応を行い、児童虐待の防止、早期発見、早期対応等、子どもの命を守る取組を強化することが必要です。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

ひとり親家庭は、就労や収入といった経済的自立の問題や、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、保育所、小学校等において、関係者

が教育や療育等の必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的理解を促すために、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

また、医療ケアが必要な児童の支援を行うため、総合的な支援体制の構築を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、町のホームページ等において制度の周知を行うとともに、必要に応じて保育所（園）や幼稚園において説明会を開催し、制度や給付事務の手続について関係者の理解を得たうえで、円滑で公正かつ適切な支給の確保に努めます。

第6章 子育て支援対策の展開 (次世代育成支援対策)

基本目標1 安心して子どもを産み育てるための環境づくり

推進施策1 学校・家庭・地域の連携による社会全体の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携を強化し、社会全体の教育力の向上に努めます。

【施策の取組】

活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成	社会教育・スポーツ課
○豊かで住みやすい地域社会と活力ある持続可能な地域コミュニティに向けて、地域活動に主体的に取り組む人財の発掘及び育成に努めます。 ・地域活動の実践者及びコーディネーターの養成 ・時代の地域を担う人財の育成 ・地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援 (生涯学習大学、在学青年ボランティア)	
学校・家庭・地域の協働による教育力の向上	社会教育・スポーツ課
○学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの成長を支える環境づくり、教育活動の充実に努めます。 ・学校と地域の協働による教育活動の促進（子ども会事業） ・家庭教育支援の充実（家庭教育推進事業） ・青少年の体験活動の充実（青少年健全育成）	
連携による子どもの読書活動の充実	図書館
○子どもの読書習慣の形成、子どもの読書活動への理解と関心を高めるため、家庭、地域、学校等との連携に努めます。 ①「家読」の推進について 【実施事業】 ブックスタート事業、おはなし会、乳幼児の保護者版図書館だよりの発行、親子ふれあい読書の奨励等 ②学校等と連携協力した子どもの読書活動の充実について 【実施事業】 小学校「朝の読書」読み聞かせ、小学生版図書館だよりの発行、団体貸出、出前おはなし会、図書セット貸出、職場体験・インターンシップ、校外学習等の学校支援	

地域子育て支援センター	健康づくり課
○地域において、子育て親子の交流等を促進、子育て相談等の地域支援を行う事業です。 町内では現在、保育園と児童館の2か所で実施しています。	
相談窓口の設置（子育てに関する相談窓口）	健康づくり課、学校教育課
○育児相談、教育相談等は内容に応じて、それぞれの担当所管課で専門職による対応をしています。	
子育てに関する情報提供	健康づくり課
○地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、広報等で子育てに関する意識啓発等を進めます。	
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成の促進	健康づくり課
○子育て支援家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を推進します。	
保育所（園）・幼稚園地域活動事業	健康づくり課
○地域に開かれた社会資源として保育所（園）・幼稚園の有する専門的機能を地域住民のために活用することを目的に、世代間交流や異年齢児交流等、幅広い活動を推進します。	

推進施策2 母子保健・医療サービスの推進

子どもを取り巻く環境の背景には、女性の社会進出や晩婚化・少子化等、家庭や地域社会の生活環境に関する様々な変化が影響していると考えられます。

妊娠期の健康及び生活習慣は、胎児への影響も大きいため、妊娠期から出産・育児へと継続した支援体制の整備が必要です。

そのため、安心・安全に出産し健やかに育てることができるよう、健康診査や保健指導等、妊産婦や乳幼児に対する母子保健サービスの充実を図るとともに、未受診者への受診勧奨、健診後のフォローアップ等を強化します。

【施策の取組】

母子健康手帳交付時保健指導	健康づくり課
○保健師が妊娠届出時において、妊娠期を安全に過ごすための知識や社会資源の利用について保健指導を行います。また、ハイリスク妊婦の把握に努めています。ハイリスク妊婦については、関係機関と連携をしながら、家庭訪問等で継続した支援を実施していきます。	
妊婦健康診査	健康づくり課
○妊娠届出をした妊婦に対して、妊娠期の安心・安全な生活と健やかな子どもの出生を迎えられるよう、定期妊婦健診の14回分（多胎妊娠の場合21回分）の費用を公費負担します。	
妊婦の救急時対応に備えた情報システム	健康づくり課
○妊娠届出をした妊婦に対して、希望する場合は本人の同意を得て妊婦情報を消防署へ提出します。消防署と妊婦情報を共有することで、妊婦が安心して妊産期を過ごすことや、緊急時の早期対応を目指します。	
妊婦健康診査等に係る交通費助成事業	健康づくり課
○妊婦健康診査等や母親学級に係る交通費、宿泊費、緊急時受診等のタクシー料金及び担当医師の指示書作成に要した経費を助成します。また、周産期母子医療センターに入院する児に面会するための交通費も助成します。	
乳児一般委託健診	健康づくり課
○委託医療機関で、乳児が無料で健診を1回受診できる券を発行しています。	
乳幼児健康診査精密検査	健康づくり課
○乳幼児健診の結果、精密検査が必要な子どもに受診票（無料券）を発行して、医療機関につなげます。	

予防接種	健康づくり課
○乳幼児、児童、生徒を対象に、委託医療機関等において予防接種を実施しています。出生届出時に予診票を交付しながら内容を説明するほか、接種案内の通知や広報HP等でもお知らせします。	
妊婦訪問	健康づくり課
○第一子妊娠中の妊婦全員と、第二子以降妊娠中の妊婦のうち希望される方に対し、保健師が訪問し妊娠期間中の体調管理や不安・心配事についての支援を行います。	
新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）	健康づくり課
○原則生後1か月まで（町外への里帰り等の場合は生後4か月まで）の乳児のいる家庭を全戸訪問し、発育・発達状況の確認をしながら子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とします。	
4か月児健診	健康づくり課
○生後4か月児を対象に毎月1回実施します。身体計測、医師診察後に個別相談にも応じます。	
7か月児健診	健康づくり課
○生後7か月児を対象に年6回実施します。身体測定、育児相談等を行います。また、管理栄養士による離乳食指導を行います。	
10か月児健診	健康づくり課
○生後10か月児を対象に毎月1回実施します。身体測定、育児相談等を行います。また、歯科医師による歯科検診を行います。	
1歳児健診	健康づくり課
○1歳児を対象に年6回実施します。身体測定、育児相談等を行います。また、歯科医師による健康教育及び歯科検診を行います。	
1歳6か月児健診	健康づくり課
○1歳6か月児を対象に年3回実施します。身体測定、育児相談、歯科医師による歯科検診、小児科診察等を行います。	
3歳児健診	健康づくり課
○3歳6か月児を対象に年3回実施します。身体測定、尿検査、聴覚検査、視力検査、育児相談、歯科医師による歯科検診、小児科診察等を行います。	
5歳児健診	健康づくり課
○おおむね5歳を対象に年4回実施します。身体測定、育児相談、集団指導等を行います。	

みんなのこども相談	健康づくり課
○出生から就学前までの乳幼児を対象に毎月実施します。身体測定、育児相談、歯科医師による歯科検診等を行います。	
思春期はればれ電話相談	健康づくり課
○思春期の方やその家族等を対象に、こころや体の悩み相談を実施します。	
こども発達相談	健康づくり課
○子どもの発達等に関する相談に、保健師や心理発達の専門職が個別対応します。子どもへの対応の仕方について助言指導を行い、発達特性に関する早期発見と早期療育へつなげます。また、関係機関との連携強化を図ります。	
小児医療体制の充実・医師確保に向けた取組	健康づくり課
○安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組みます。	
産前・産後ケア事業	健康づくり課
○妊娠期から産後にかけて、母子と家族の安心と成長、健全な生活を支援するため、主に助産師等による乳房ケアや沐浴体験、相談支援等を訪問や来所にて実施します。	
子育て世帯訪問支援事業	健康づくり課
○家事・子育て等に不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の家庭にヘルパーが訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより家庭・養育環境を整えます。	
妊婦のための支援給付金	健康づくり課
○妊婦及び新生児1人当たり5万円を支給。町独自の取組として、出産お祝いギフトとして、新生児1人当たり5万円を追加支給します。	
野辺地町小中学校入学祝金	健康づくり課
○小学校及び中学校に進学する児童生徒の保護者に対して、子育て支援として対象生徒1人当たり5万円を支給します。	
新生児聴覚検査費用助成	健康づくり課
○聴覚異常の早期発見・早期療育を目指して、新生児期に行う聴覚検査にかかる費用を全額助成します。	

推進施策3 食育に関する取組の推進

子どもがのびやかに育つために、心身の健康は欠かせないことです。乳幼児期から正しい食生活を身につけ、食を通じて豊かな人間性を育む心身両面の健全育成を図るため、本町では「食育の推進」を図っています。

また、成長期は一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、成長期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に影響することも指摘されています。よって幼少期からの適切な食習慣の確立を目指すための健康教育を促進します。

【施策の取組】

離乳食指導	健康づくり課
○毎月行っている乳児健診では、管理栄養士が離乳食の作り方、考え方、進め方について食事指導をします。特に、離乳食の開始時期である7か月児健診では、フードモデルも交えて実施します。	
幼児食事指導	健康づくり課
○1歳6か月児健診ならびに3歳児健診の開催時に、管理栄養士により、栄養バランスのとり方、おやつの食べ方等を指導し、幼少時代からの適切な食生活習慣の確立を目指します。	
学童親子クッキング事業	健康づくり課
○食生活改善推進委員会が主体となり、町内の全学童とその保護者を対象に行っている事業です。楽しく親子で食事を作ることを通じて、食の大切さ、中でも朝食の意義についての理解を図り、成長期の正しい栄養摂取を目指します。	
学校訪問指導	学校教育課
○学校給食共同調理場の栄養教諭が小・中学校を訪問し、児童・生徒に対して、食に関する知識や望ましい食習慣等の指導を行います。	

推進施策4 ひとり親家庭等への支援

母子家庭の多くは、母親が就労しなくてはならない状況であり、就業の問題や子どもの教育の問題等を抱えており、父子家庭についても、家事、就労、子どもの教育の問題等を抱えています。

そのため、ひとり親家庭の自立化を確保するため、相談・支援体制の整備を図ります。

【施策の取組】

母子福祉団体への支援 (母子寡婦福祉連合会への協力)	健康づくり課
○母子福祉団体等に対する必要な施策を講ずるように努めます。	
ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や情報提供	健康づくり課
○ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策、取組についての情報提供を行います。	
ひとり親家庭医療費助成事業 (すこやか医療)	町民課
○ひとり親家庭等に対して、児童が18歳に達した日以降における最初の3月31日まで医療費の自己負担分を、父又は母等の医療費の一部を助成しています。令和6年10月診療分から所得制限を撤廃しました。	

推進施策5 要支援児童へのきめ細やかな取組

障がいのある子どもと家族が安心して生活が送れる地域社会を実現するため、在宅支援の充実を努めるとともに、障がい児保育については、一人ひとりの特性や成長に応じた多様な保育を行うための環境整備を推進することが必要です。

障がいのある子どもが地域で安心して暮らしていけるよう、在宅福祉サービスを充実させ、地域の見守りの中で育ていけるようにします。

また、様々な理由により、不登校や不登校傾向にある児童・生徒への支援の取組を実施します。

【施策の取組】

重度心身障害者医療費助成制度	町民課
○重度障がいのある方が、医療機関等にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。ただし、所得制限を設けております。	
教育相談室の設置	学校教育課
○不登校や心理面、情緒面を主訴とする相談を受け、児童・生徒の「こどもたちの心の居場所づくり」を図り、自立に向けた支援を行います。	
障がい児保育・放課後対策の充実	健康づくり課、介護・福祉課
○保育所（園）、幼稚園等放課後児童健全育成事業における障がいのある子どもの受け入れの推進及び時間の延長や障害児通所支援の提供を実施するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。障がい児の主なサービスは次のとおりです。 ・児童発達支援…身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。 ・放課後デイサービス…学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。 ・障害児相談支援…サービス支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者との連絡調整を行い、計画の作成を行います。	

推進施策6 児童等虐待防止対策の推進

児童虐待への対応は、関係機関や庁内関係課が密接に連携して、状況に応じた適切な対応を迅速に行うことが求められます。

このため、児童相談所等の関係機関、団体、庁内関係課が、住民を含めて児童虐待防止ネットワークの構築を図り、虐待の防止・早期発見・早期対応の推進を図っていきます。

【施策の取組】

関係機関との連携強化	健康づくり課
○要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議を定期的開催し、児童相談所等の関係機関及び庁内関係課による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。また、個別ケース検討会議を随時開催し、児童に直接・間接的に関わる機関の役割を共有します。	
児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応	健康づくり課
○子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊娠期から切れ目のない支援を行い、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期対応を図ります。	
○児童虐待の通告等に迅速かつ適切に対応するために、子ども家庭総合支援拠点に専門職員を配置する等、児童虐待の対応力の強化を図るとともに、こども発達相談での対応により、発達に支援を要する子どもに対する支援の充実を図ります。	
○地域子育て支援拠点事業を活用し、親同士が気軽に参加・交流できる機会を拡充し、子育て家庭の不安軽減と孤立防止を図ります。	

基本目標２ 子どもの育ちを支える保育・教育の環境づくり

推進施策１ 多様なニーズに対応した教育・保育サービスの充実

子育て支援のニーズは多様化しており、中でも保育サービスについては通常保育サービスはもちろんのこと、延長保育や休日保育等ニーズが多岐にわたっています。保護者や現場の保育士等の意見を聴きながら、基盤整備を進めます。

【施策の取組】

認可保育所	健康づくり課
○認可保育園が３か所あり、保護者が日中就労等のために保育できない就学前児童を適切に保育するため、入所希望状況等に応じた受け入れに努めます。また、乳児の受け入れ等低年齢児保育の充実を図るため、施設整備や保育体制について引き続き検討し、保育ニーズにあった体制整備を行います。	
延長保育	健康づくり課
○延長保育とは、保育所（園）の開所時間は午前７時から午後６時までの１１時間ですが、開所時間が１１時間を超える場合をいいます。本町では、全ての認可保育所（園）で延長保育を実施しています。	
夜間保育	健康づくり課
○夜間保育とは、午後６時を過ぎて、保護者が仕事等の事情により、子どもの保育ができない場合、保護者に代わって保育をすること、またその制度です。 ※現在本町では実施していませんが、利用ニーズの状況を注視しながら、本事業の保護者への周知を図るとともに、サービス提供体制の確保を検討します。	
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	健康づくり課
○短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うものです。また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、夕方から夜間において、保護者の疾病、冠婚葬祭、子育てからのリフレッシュ等の理由により、一時的に保育が必要となった場合、子どもを預かるシステムです。 ※現在本町では実施していませんが、利用ニーズの状況を注視しながら、本事業の保護者への周知を図るとともに、サービス提供体制の確保を検討します。	
休日保育	健康づくり課
○利用対象者は就学前児童で、保護者の勤務形態の多様化に応じた保育の実施を実現するため、日曜日・祝日に保育に欠ける児童を保育する事業です。現在町内では、たけのこ保育園が実施しています。	

一時預かり	健康づくり課
○保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合又は、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要となった場合、保育所（園）等において児童を一時的に預かることができる事業です。 ※現在実施している保育所（園）はありませんが、代替的に地域子育て支援拠点事業の中で一時預かり保育を実施しています。	
病児・病後児保育（病後児対応型）	健康づくり課
○病児について、病気や病気の回復期にある場合に、病院・保育所（園）等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。 ※現在本町では実施していませんが、利用ニーズの状況を注視しながら、本事業の保護者への周知を図るとともに、サービス提供体制の確保を検討します。	
子育て援助活動 （ファミリー・サポート・センター）	健康づくり課
○地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、サービス提供者・利用者共に登録する会員組織によって運営されています。 ※現在本町では実施していませんが、利用ニーズの状況を注視しながら、本事業の保護者への周知を図るとともに、サービス提供体制の確保を検討します。	
認定こども園	健康づくり課
○認定こども園とは、幼稚園、保育所（園）等のうち、（ア）就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、 （イ）地域における子育て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。 ※現在、本町に対象施設はありませんが、今後は広域入所を含めて保護者の多様なニーズに合わせ、対応できるような体制を図ります。	
家庭的保育事業	健康づくり課
○乳児又は幼児について、市町村の認可を受けた家庭的保育事業者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業です。	
幼稚園における預かり保育	健康づくり課
○家事や勤務等の都合により、保育時間の延長や長期休暇中の保育を希望する保護者のために実施しています。	
こども誰でも通園制度 ※令和8年度開始予定	健康づくり課
○子どもの成長の観点から全ての子どもの育ちを応援し、良質な成長環境を整備します。保護者の就労の有無や理由を問わず0歳6か月～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる事業です。	

推進施策2 教育・保育サービスの質の向上への取組

日中の長い時間を保育所（園）で過ごす子ども達の生活と成長を保障するためにも、保育の質の確保は重要です。

サービスの情報提供、評価制度の導入等を検討し、資質向上を図ります。

【施策の取組】

サービスの質の向上に向けた積極的な情報提供	健康づくり課
○保育サービスの利用による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	
「幼児教育の充実」	健康づくり課
○基本的な生活習慣を身につけることを基本に、子どもの成長に応じた一人ひとりの個性や豊かな心を育むことの大切さといった発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・認定こども園等の特色を活かしながら、教育・保育環境の中核である教員・保育士の資質の向上を図り、幼児教育の充実に努めます。	
評価等の仕組みの導入・実施への取組	健康づくり課
○保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等について検討します。	

推進施策3 放課後児童への対策

共働き家庭の親が安心して子育てし、働き続けることができるよう、学童期の保育サービスの拡充に取り組めます。

【施策の取組】

学童保育事業（放課後児童クラブ）	健康づくり課
○保護者が日中、就労等のために家庭にいない小学児童が健やかに成長できるよう、学童保育を実施し、適切な遊びや放課後の居場所を提供します。	

推進施策4 就労環境の整備促進

女性が仕事と子育てを両立させていくためには、子育てをしやすい労働環境の整備が重要な条件となります。育児休業制度が実施されましたが、普及・定着が十分ではなく、男性の取得者も少ない状況です。このため、育児休業制度の普及・活用の促進や、男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにする働きかけを進めます。

【施策の取組】

意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供	産業振興課
○労働者、事業者、地域住民等へ「多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し」の意識改革を推進するための広報・啓発・研修・情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。	
仕事と子育ての両立支援のための整備体制、関係法令の広報等	産業振興課
○仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法令等の広報・啓発・情報提供等について、国、県、関係団体等と広域的連携を図りながら積極的に推進します。	

基本目標3 子どもたちの健やかな成長を支援する環境づくり

推進施策1 次代を担う青少年の育成

心豊かでたくましい青少年の育成のために、地域や社会教育施設の主催する事業を通して、多様な体験活動の機会の充実を図ります。

【施策の取組】

各種行事の充実	社会教育・スポーツ課
○文化少年団活動（8～12月 小中学生対象）・子ども会事業（通年幼児～中学生対象）・在学青年ボランティア活動（通年 高校生対象）・子ども司書養成講座（小学校高学年・中学生対象）、子ども司書クラブ（子ども司書養成認定児童・生徒）。	

推進施策２ 文化活動の促進

図書館では子どもたちが読書活動を通じて、物語の楽しさや豊かな想像力を育む機会の提供に努めます。

【施策の取組】

ブックスタート事業	図書館
○赤ちゃんと保護者が、絵本を通して楽しいひと時を分かち合うことを応援するため、7か月児健診にブックスタート・パックを手渡し、絵本の読み聞かせを行っています。 ○絵本を通したふれあいを深めるため、1歳6か月児健診時にブックスタートプラス・パックを配布しています。	
ヨチヨチおはなし会	図書館
○乳幼児とその保護者の方を対象として、絵本の読み聞かせやパネルシアター、手遊び等を行っています。	
おはなし工房	図書館
○季節の絵本等を読み聞かせした後、関連した折り紙や簡単な工作を行っています。（月1回実施）	
ドキドキおはなし会	図書館
○読み聞かせ団体が、季節やテーマに合わせたお話を、エプロンシアター・影絵・人形劇等で上演しています。	
子ども司書養成講座	図書館
○読書好きな子どもたちが、司書の仕事の知識や技術を修得し、そのノウハウを図書館や学校で活かしながら、友達や家族に読書の楽しさや素晴らしさを広める子どもの読書推進リーダーを養成することを目的とし開設しています。	
子ども映画会	図書館
○幼児と小学生を対象に、アニメや童話作品等を上映しています。	
職場体験・校外学習の受入れ	図書館
○図書館に対する知識や理解を深めてもらうため、職場体験や町探検等の校外学習を受入れしています。	

推進施策3 学校教育の充実

次代を担う子どもたちの未来を拓く教育の実現に向け、学校で学んだことが子どもたちの将来の「生きる力」となり、社会の中で自立した人間として成長できるよう、「知」「徳」「体」の調和がとれた児童生徒の育成を目指します。同時に、向上心や学ぶ意欲の源となる将来への夢・希望・志を育む教育を大切にし、「こどもまんなかの学び」を進めていきます。町全体で子どもたちを支援し、子どもの学びを支える教育環境整備を進めます。

【施策の取組】

こどもまんなかの学び	学校教育課
○子どもが自律して学び続け、持続可能な社会の担い手となるよう、こどもまんなかの学びを進めます。 ・「知・徳・体」の調和の取れた「生きる力」の育成 ・夢・希望・志の育み ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	
みんなで支えるこどもの育ち (学校や地域でのつながり)	学校教育課
○子ども一人ひとりが幸福や生きがいを感じられるよう、誰一人取り残すことなく、学校・家庭・地域等が連携して子どもの育ちを支えます。 ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進 ・チーム支援による教育相談の充実 ・保護者の経済的負担の軽減	
こどもの学びを支える教育環境	学校教育課
○時代に求められる学びの環境にアップデートしていきます。 ・教員の指導力の向上 ・教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ・安全・安心で質の高い教育のための環境整備と人的支援 ・積極的な情報発信	

推進施策4 青少年スポーツの振興

子どもの頃から生活習慣や健康について正しい理解と実践力を身につけておくことは、生涯を通じて心身ともに健やかに生きていくためにとても重要です。

そのために、子どもたちが自ら進んで運動に親しむ態度や能力を身につけるとともに、健康の推進と体力の向上が進められるよう、学校体育・スポーツの振興に努めます。

【施策の取組】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	社会教育・スポーツ課
○町民の健康維持増進と体力の向上を図るとともに、町民スポーツの普及・推奨に努めます。 ・スポーツ環境の整備・充実 ・スポーツ活動の推進と振興 ・スポーツによる地域の活性化 （幼児・児童水泳教室、健康ウォーターマラソン、体力テスト）	
競技スポーツの推進	社会教育・スポーツ課
○競技選手強化策を充実するとともに、県大会、東北大会、全国大会を誘致する等、競技力向上の対策に努めます。 ・選手の強化・育成のための各種スポーツ教室や大会のイベント等の開催 ・東北大会、全国大会で活躍できる選手や指導者の育成、生涯にわたるスポーツ活動の推進 ・選手の競技力向上とスポーツ活動推進のため「大会派遣費事業」及び「競技スポーツ強化支援事業」の実施 （町スポーツ賞の表彰、県民駅伝選手強化支援、大会派遣費事業）	
スポーツ環境の整備・充実	社会教育・スポーツ課
○町民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備・充実に努めます。 ・スポーツ推進委員、各スポーツ団体と連携したスポーツ情報の収集と情報提供の実施 ・総合型地域スポーツクラブへの取組 ・地域のスポーツ環境の整備・充実（体育施設管理運営、体育施設開放事業）	

推進施策5 安心して利用できる公共施設づくり

公共施設の安全化・快適化を図るため、公共施設等の新設や修繕を行い、子どもや保護者が安全に、安心して快適に利用できる公共施設の整備を行います。

【施策の取組】

公共施設等のバリアフリー化	防災管財課
○全ての人が安全で快適に利用できるよう、公共施設にスロープ及び手摺りを設置等バリアフリー化※を推進します。 ※バリアフリーとは本来、障がい者が利用するうえでの障壁が取り除かれた状態として広く使われています。ここでのバリアフリー化は、子ども・障がい者・高齢者の方も含め、誰もが安心して公共施設等を利用できるよう、建物内の段差をなくす、手すり等を取り付けるといったことです。	

推進施策6 交通安全教育の推進

子ども達を交通事故から守るためには、子どもたち自身が事故の恐ろしさを知り、どのような点に注意をして町の中を歩くのかを知るために交通安全教育を進めていくことが重要です。

幼稚園・保育所（園）等の幼児については各施設において、小学生以上については学校教育の場を利用して警察及び交通安全団体と連携を図りながら、交通安全教育の推進に努めます。

【施策の取組】

交通安全推進事業	防災管財課
○各種団体とともに街頭等での啓発活動を実施し、安全運転の普及に努めるとともに、交通安全標識等の整備を推進します。また、通学路に交通安全教育指導員を配置し、児童が安全に道路を通行するために必要な誘導を行い、通学時における交通事故抑止に努めます。	
交通安全教室事業	防災管財課
○警察及び交通安全団体と協力して、幼稚園や保育園、小中学校において開催される交通安全教室に参加し、交通ルールの習得や事故防止の運動を進めていきます。	

推進施策 7 子どもを守る防犯対策

現在も各関係機関・団体による安全確保のための施策が実施されていますが、時代の変化に伴い子ども達を犯罪から守るために、より充実した安全・安心対策の実施が望まれています。

地域住民の自主的な防犯意識の高揚や各関係機関・団体の活動の継続実施等を支援し、地域ぐるみの協働による安全の確保を図ります。

【施策の取組】

防犯対策事業	防災管財課、学校教育課
○子どもを犯罪等の被害から守るため、警察・防犯協会及び関係機関と連携を図り、パトロールや自転車盗難防止活動等により防犯対策推進し、犯罪の抑止に努めます。	
防犯パトロール事業・子ども見守り事業	防災管財課、学校教育課
○学校付近や通学路等において、PTA等の学校関係者や防犯ボランティアの関係機関・団体と連携したパトロール活動及び子ども見守り活動を推進します。 ○登下校時には、地域住民による防犯指導等を実施しています。	
防犯ボランティア活動の推進	防災管財課、学校教育課
○子どもたちがトラブルに巻き込まれないように、安心して暮らせる環境を確保するため、地域のコミュニケーションを図りながら、犯罪等にあつたときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を推進します。	
声かけ活動の推進	社会教育・スポーツ課
○次代を担う子どもたちに命を大切にする心を伝え、また、大人には子どもに積極的に関心を持ってもらうため、小学校、中学校、高等学校等で一斉に、保護者や地域住民等が参加した声かけ運動を推進します。 ○青少年健全育成推進員によるあいさつ運動を実施します。	

基本目標4 子育て家庭の貧困解消のための環境づくり

推進施策1 教育の支援

年齢や発達に合わせた質の高い教育は、子どもの健やかな育ちや自立する力を育成するだけでなく、世代間における貧困の連鎖を解消する一助となることが期待されます。

子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供できるよう、教育に関する各種支援を充実します。

【施策の取組】

就学援助制度	学校教育課
○経済的な理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助します。	
特別支援教育就学奨励制度	学校教育課
○特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助します。	
各種奨学金制度	学校教育課
○高校や大学、その他進学先に応じた各種奨学金制度の情報提供を実施します。	
教育相談室（適応指導教室）	学校教育課
○町青少年ホームに教育相談室を設置。不登校（傾向）の児童生徒及び保護者と学校をつなぎ、児童生徒の居場所・学習の場としての機能を果たします。	
教育相談室（教育相談）	学校教育課
○児童生徒や保護者等に対し、各種教育相談を実施。児童生徒や保護者の悩みに寄り添い、助言や支援を行います。	
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	各小・中学校（学校教育課）
○児童及び生徒、家庭、学校からの相談に応じ、学校生活での様々な困り感に対して心理的アプローチによって、家庭や学校、関係機関及び町内外の専門機関と連携して解決のための支援を行います。問題に応じて児童又は生徒のこころのケアを行います。	
家庭教育推進事業	社会教育・スポーツ課
○町内幼稚園・保育園・小中学校の要望に応じて講師の調整や予算を負担し、家庭教育支援の充実を図るための学習会を提供します。	

子ども会育成連合会	社会教育・スポーツ課
○各地域にある子ども会4団体にて祭りの参加や地区清掃活動等の様々な活動を通して異年齢交流を図ります。	
在学青年ボランティア会	社会教育・スポーツ課
○野辺地高校と野辺地西高校が共同して町教育委員会主催の様々な行事においてボランティアスタッフとして協力することによってボランティア精神を育み、地域の人と接する機会づくりを図ります。	
スポーツ少年団	社会教育・スポーツ課
○スポーツを通して子どもの健全な心と体の育成を目指します。9団体あり、対象は3歳から高校生までとなっています。	
文化少年団	中央公民館
○茶道・カルタ・料理の3種類の文化活動により小中学生の健全な育成を目指します。	
みんなの教室	中央公民館
○ハワイアンフラや3B体操等の活動を実施します。高校生以上が対象です。	
ブックスタート事業 ※再掲	図書館
○赤ちゃんと保護者が、絵本を通して楽しいひと時を分かち合うことを応援するため、7か月児健診にブックスタート・パックを手渡し、絵本の読み聞かせを行っています。 ○絵本を通したふれあいを深めるため、1歳6か月児健診時にブックスタートプラス・パックを配布しています。	
ヨチヨチおはなし会 ※再掲	図書館
○乳幼児とその保護者の方を対象として、絵本の読み聞かせやパネルシアター、手遊び等を行っています。	
ドキドキおはなし会 ※再掲	図書館
○読み聞かせ団体が、季節やテーマに合わせたお話を、エプロンシアター・影絵・人形劇等で上演しています。	
おはなし工房 ※再掲	図書館
○季節の絵本等を読み聞かせした後、関連した折り紙や簡単な工作を行っています。(月1回実施)	
校外学習を活用したふるさと学習事業	歴史民俗資料館
○町内2小学校・高校の校外学習を活用し、郷土史や郷土料理を学ぶ学習を実施。将来的に、町を紹介できる「子どもガイド」人材の育成を目指します。	
ふるさと検定「のへじ検定」	歴史民俗資料館
○町の歴史を再認識する機会として実施します。初級・中級・上級編のほか、小学生・中学生・高校生向けの検定を実施する予定です。	
学校での出前講座	歴史民俗資料館
○町内小学校の要望に応じ、収蔵資料を活用した歴史等に関する出前講座を実施します。	

推進施策2 生活の支援

親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、保護者の社会的孤立を防ぎ、安心して子育てを行える環境づくりを推進し、子どもが安定した日常生活習慣を身に付くよう、関係機関と連携しながら様々な課題を抱える子ども及びその保護者の生活の安定に資する支援を充実します。

【施策の取組】

母子健康手帳の交付と保健指導 ※再掲	健康づくり課
○妊娠した方を対象に母子健康手帳を交付します。健やかな妊娠、出産、育児ができるよう、保健師や助産師による面談指導を行い、継続支援につなぎます。	
妊婦健康診査 ※再掲	健康づくり課
○妊娠届出をした妊婦に対して、定期妊婦健診の14回分（多胎妊娠の場合は21回分）の費用を公費負担します。	
妊婦健康診査等に係る交通費助成事業 ※再掲	健康づくり課
○妊婦健診や母親・両親学級に係る交通費、タクシー料金、宿泊費等に要した経費を助成します。またNICUやGCUに入院した児への面会に要した交通費も助成します。	
乳児一般委託健康診査 ※再掲	健康づくり課
○委託医療機関にて乳児が受ける健診の1回分を費用助成します。	
乳幼児健康診査精密検査 ※再掲	健康づくり課
○乳幼児健診や新生児聴覚検査の結果、精密検査が必要となった乳幼児に対して1回分の受診及び検査費用を助成します。	
妊婦訪問 ※再掲	健康づくり課
○第1子妊娠中の妊婦と、訪問希望される妊婦に対して保健師が家庭訪問を実施します。出産・育児の準備やイメージの醸成を図り、心配事や悩み事等への支援を行います。	
新生児聴覚検査費用助成 ※再掲	健康づくり課
○新生児期に実施する聴覚検査に要する費用を全額助成し、保護者の負担軽減と聞こえの異常の早期発見・早期療育につなぎます。	
新生児訪問（乳児家庭全戸訪問） ※再掲	健康づくり課
○原則生後1か月までの乳児のいる家庭を保健師や助産師が家庭訪問し、発育・発達状況の確認や子育て支援に関する情報提供、産婦の相談支援等を実施します。	
産前・産後ケア事業 ※再掲	健康づくり課
○助産師や保健師による、家庭での沐浴指導や乳房ケアを実施します。	

子育て世帯訪問支援事業 ※再掲	健康づくり課
○家事・子育て等に不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の家庭にヘルパーが訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより家庭・養育環境を整えます。	
乳児健康診査 ※再掲	健康づくり課
○4か月児・7か月児・10か月児・1歳児健診を実施。身体計測、育児相談、小児科診察（4か月児健診）、歯科検診（10か月・1歳児健診）、離乳食指導（7か月児健診）等を実施します。	
幼児健康診査 ※再掲	健康づくり課
○1歳6か月児・3歳児・5歳児健診を実施。身体計測、育児相談、小児科診察及び歯科検診（1歳6か月・3歳児健診）、目及び聞こえの検査、集団遊びによる一斉指示（5歳児健診）等を実施します。	
みんなのこども相談 ※再掲	健康づくり課
○0歳～就学前の乳幼児を対象として毎月実施する健診です。身体計測、育児相談、歯科検診等を実施します。	
予防接種 ※再掲	健康づくり課
○乳幼児、児童、生徒を対象に、委託医療機関等において予防接種を実施します。	
こども発達相談 ※再掲	健康づくり課
○子どもの発達等に関する相談に、保健師や心理発達の専門職が個別対応します。子どもへの対応の仕方について助言指導を行い、必要時早期療育につなぎます。	
学童親子クッキング事業 ※再掲	健康づくり課
○食生活改善推進委員会が主体となり、町内の全学童とその保護者を対象に食の大切さや朝食の意義についての理解を図り、成長期の正しい栄養摂取を目指します。	
こそだて応援コンシェルジュ	健康づくり課
○保健師や管理栄養士、助産師による相談専用電話や対面等により妊娠・育児等に関する相談支援（すくすく相談）や、子育て支援に関する情報提供を実施します。	
思春期はればれ相談 ※再掲	健康づくり課
○思春期の方やその家族等を対象に、こころや体の悩み相談を実施します。	
一時預かり事業 ※再掲	健康づくり課
○保護者の疾病や冠婚葬祭、リフレッシュ等を図るため保育施設にて一時的に乳幼児の預かりを実施します。	
休日保育事業 ※再掲	健康づくり課
○保護者が日曜日や祝日に仕事を行う場合に、保育施設にて乳幼児の預かりを実施します。	

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ※再掲	健康づくり課
○保育施設や児童館において育児相談や遊び場における交流の促進を実施します。保育施設における一時預かり事業を実施します。	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	健康づくり課
○町内2小学校において、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年～3年生児童を対象に、児童の健全育成と安全の確保を図ることを目的に、適切な遊びと生活の場を提供します。	
町立児童館の運営	健康づくり課
○町立児童館にて0歳～18歳未満の子どもを対象に、児童の健全育成と安全の確保を図ることを目的に、適切な遊びと生活の場を提供します。	
子どもの居場所づくりをはじめとする子どもの貧困対策事業の検討	健康づくり課
○子どもがコミュニティを通じて様々な経験を通じた健全育成と安心して過ごせる居場所の委託開設の検討を図るとともに、子どもの貧困対策に対する施策を引き続き協議検討します。	

【町社会福祉協議会による取組】

フードバンク事業	社会福祉協議会
○生活困窮者世帯等に対し、食品を県社会福祉協議会等から譲り受けて提供します。	

推進施策3 保護者に対する就労の支援

就労に関する支援制度の周知、手続の促進、関係機関との情報共有等を通じて、保護者の職業生活の安定、すなわち子育て世帯の経済的安定と向上が図られるよう相談及び支援体制の充実を図ります。

【施策の取組】

求人情報や会社見学情報の提供	産業振興課
○ハローワークと連携し、役場窓口や町ホームページにおいて求人情報や会社見学情報等の情報提供を実施します。	

推進施策4 経済的支援

世帯の経済状況が子どもの生活に影響を及ぼします。生活状況に関わらず、子どもの将来への希望が経済的な理由により断たれることがないよう様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯への支援の周知を拡充し、利用を促進します。

【施策の取組】

小中学校大会派遣事業補助	学校教育課
○郡大会以上の大会に参加する、児童・生徒・教職員等の派遣費用を補助します。（補助対象外の大会あり）	
就学援助費の支給 ※再掲	学校教育課
○経済的理由により、就学が困難であると認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に要する諸経費を援助します。 ○特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、就学に要する諸経費を援助します。	
児童手当	健康づくり課
○児童（18歳到達の年度末までの児童）を養育している方へ手当を支給します。	
児童扶養手当	健康づくり課
○ひとり親家庭で、18歳到達の年度末までの児童を養育する方へ手当を支給します。	
特別児童扶養手当	介護・福祉課
○精神または身体に中度以上の障がい有する20歳未満の児童を家庭で監護・養育している方へ手当を支給します。	
【医療費助成】 ①乳幼児医療費給付事業 ②子ども医療費給付事業 ③すこやか医療費給付事業	町民課
② 乳幼児から小学校就学前までを対象に医療費の給付を行います。 ② 小学校入学から高校生相当（18歳到達の年度末までの児童）までを対象に医療費の給付を行います。令和6年10月診療分から所得制限を撤廃しました。 ③ ひとり親家庭の父母と高校生までの子どもを対象とした医療費を給付します。令和6年10月診療分から所得制限を撤廃しました。	
生活保護制度	介護・福祉課
○何らかの原因で日々の暮らしが困窮している方に対して、国の責任において生活するために必要な当面の生活を保障し、その人の自分らしい生活を支える制度です。	

幼児教育・保育の無償化	健康づくり課
【国施策】 ○3歳児クラスから小学校就学前の子ども及び0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税の子どもの保育料を無償化（ただし、1号認定は満3歳から無償化）とします。 【国施策・ひとり親世帯・障害児（者）在宅世帯及び多子世帯の保育料軽減】 ○年収 360 万円未満相当世帯のひとり親等世帯は第1子半額、第2子以降は無料とします。また、年収 360 万円未満相当世帯の多子世帯は第2子半額、第3子以降無料とします。 【町独自施策・3号認定のみ】 ○上記の無償化に該当しない場合でも保護者の所得や子どもの人数に関わらず、0歳児クラスから2歳児クラスまでの保育所利用料を無料とします。	
副食費の免除	健康づくり課
【国施策】 ○年収 360 万円未満相当の世帯の子ども及び所得にかかわらず、第3子以降の子どもの副食費を免除（ただし、第1・2子には施設利用の有無や年齢制限の要件あり）します。 【町独自施策・2号認定のみ】 ○保育所等へ同時に入所している子どもがいる場合、第2子は免除とします。18歳未満の子どもが3人以上いる場合、第3子以降は免除とします。	
乳児一般委託健康診査 ※再掲	健康づくり課
○委託医療機関にて乳児が受ける健診の1回分を費用助成します。	
乳幼児健康診査精密検査 ※再掲	健康づくり課
○乳幼児健診や新生児聴覚検査の結果、精密検査が必要となった乳幼児に対して1回分の受診及び検査費用を助成します。	
新生児聴覚検査費用助成 ※再掲	健康づくり課
○新生児期に実施する聴覚検査に要する費用を全額助成し、保護者の負担軽減と聞こえの異常の早期発見・早期療育へつなぎます。	

【町社会福祉協議会による取組】

生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会
○県社会福祉協議会が実施主体で、町社協が窓口となり、申請受付等を実施します。低所得世帯等に対して、経済的自立及び生活意欲の助長促進等を目的として各資金の貸付及び償還指導を実施します。民生委員児童委員の相談援助活動の協力を得て、当該世帯の自立を支援します。	

生活困窮者自立相談支援事業	社会福祉協議会
○生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、上北地域自立相談窓口へつなげ、相談者の状態に応じた包括的な相談支援を実施します。	
青森しあわせネットワーク事業	社会福祉協議会
○既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、1世帯5万円を限度とした経済的援助を現物給付で実施します。	
新生児お祝い事業「Welcome Baby」	社会福祉協議会
○町内に住所を有する新生児へのお祝いとして、野辺地町商品券（1万円）を贈呈します。	
食材無料配布事業「食チル」	社会福祉協議会
○町内のひとり親世帯を対象に町内外の各団体からご提供いただく食材を無料で配布します。	
子育て支援事業（こどもワクワク広場）	社会福祉協議会
○町内在住の小学校入学前の子どもを対象として、年1回遊び場を提供することで親同士の交流を通して育児の軽減を図ります。	

推進施策5 関係機関等との連携強化

複合的な課題により生活困難を抱える子どもや保護者が必要な情報を得て、確実に必要な支援につながるためのネットワークの構築を推進します。

【施策の取組】

相談支援や貧困対策各種事業の共有と情報提供	健康づくり課その他関係課及び関係機関
○子どもや子育て家庭への相談支援及び各種支援事業について関係課や関係機関が共有を行い、支援が必要な方へ必要な支援が届く仕組みを構築します。	

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者には、子育てについての第一義的責任があり、家庭は子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っています。この考えに基づき、子どもとのスキンシップを深め、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において家族が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりが地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、全ての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

（４）企業・職場の役割

働いている全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

（５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

２ 計画の推進に向けた３つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制のもとに子ども・子育て支援を推進することを目指します。

（１）町内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うに当たり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要

に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

（２）近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施する等の広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業等、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

（３）国・県との連携、関係部局間の連携と協働

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係する全ての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

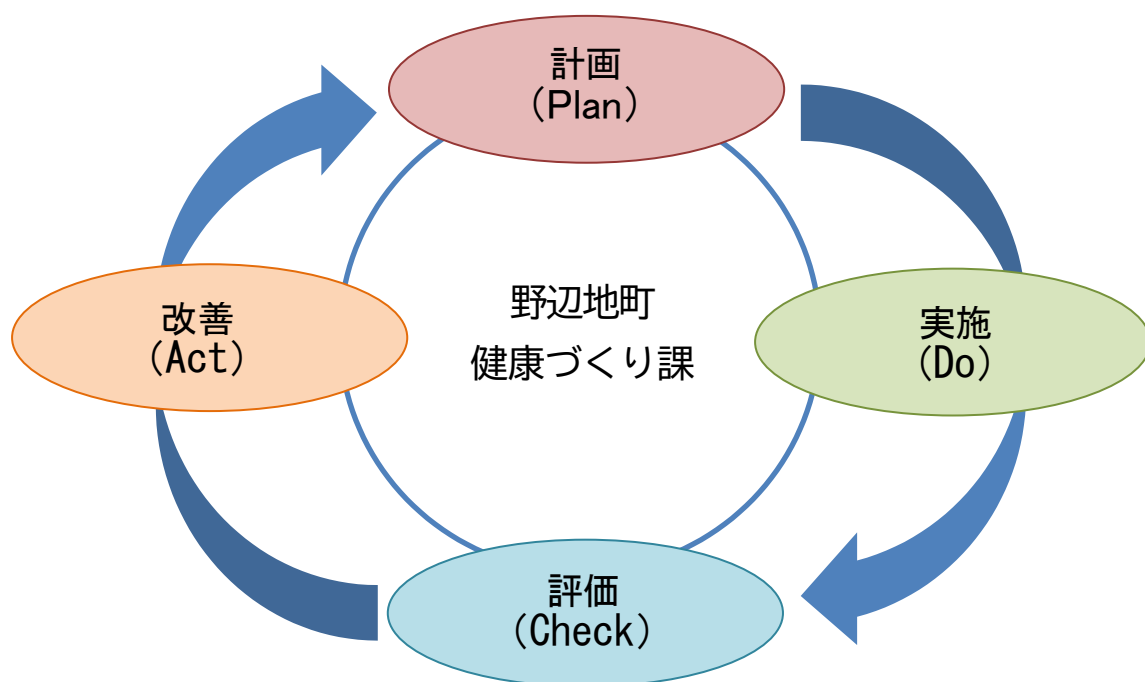
さらに、近隣市町村間の連携を図るうえでは、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

３ 計画の達成状況の点検・評価

本町では、健康づくり課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「野辺地町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行っています。計画の進捗状況の把握や成果については、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）に基づき実施して、取組の改善につなげ、5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

なお、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

■PDCAサイクルによる点検・評価のプロセス



資 料 編

- 1 策定経過
- 2 野辺地町子ども・子育て審議会条例
- 3 野辺地町子ども・子育て審議会委員名簿

1 策定経過

年月日	会議内容等
令和6年5月～6月	「野辺地町第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」及び「子どもの生活実態調査」の実施
令和6年8月28日	第1回野辺地町子ども・子育て会議 ・第2期野辺地町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について（令和5年度実績報告） ・こそだて応援ステーションふわふわの概要について ・第3期野辺地町子ども・子育て支援事業計画について（「野辺地町第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果」及び「子どもの生活実態調査結果」の報告）
令和6年12月	第2回野辺地町子ども・子育て会議（書面会議） ・第3期野辺地町子ども・子育て支援事業計画について
令和7年1月10日 ～令和7年1月31日	パブリックコメントの実施
令和7年2月25日	第3回野辺地町子ども・子育て会議 ・第3期野辺地町子ども・子育て支援事業計画について ・令和6年度保育者等向け研修会について（報告） ・カトリック幼稚園における利用定員変更について ・委員から活動紹介

2 野辺地町子ども・子育て審議会条例

令和三年六月二十一日

条例第十四号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十二条第一項の規定に基づき、野辺地町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(令五条例四・一部改正)

(所掌事務)

第二条 子育て会議は、法第七十二条第一項各号に掲げる事務その他町長が必要と認める事務を処理するものとする。

(令五条例四・一部改正)

(組織)

第三条 子育て会議は、委員十五人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 子どもの保護者
- 二 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 三 教育関係者
- 四 学識経験者
- 五 その他町長が必要と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、議事に関して必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出

席させ、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第八条 子育て会議の庶務は、児童福祉所管課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十二年野辺地町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和五年三月一〇日条例第四号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

3 野辺地町子ども・子育て審議会委員名簿

※順不同、敬称略

組織 区分	機関等名称	職 名	氏 名	備 考
1号 委員	町連合PTA	会 長	角谷 哲仁	
2号 委員	社会福祉法人有隣会	理事長	奥角 信導	
	野辺地保育園	園 長	杉山 道彦	
	たけのこ保育園 (地域子育て支援拠点)	園 長	佐伯 一美	
	わかば保育園	園 長	及川 順子	
	野辺地カトリック幼稚園	園 長	新山 かつえ	副会長
	町立児童館 (地域子育て支援拠点)	主任児童指導員	二ツ森 ゆみ子	
	児童発達支援フールム	児童発達支援 管理責任者	澤田 幸優	
	野辺地町社会福祉協議会	主任主査	小又 郁美	
3号 委員	町小中学校校長会	会 長	木村 典克	
	学校教育課	主 事	中村 悠貴人	
4号 委員	人権擁護委員会	会 長	吉原 有三	会長
5号 委員	民生児童委員協議会	主任児童委員	毛利 由美子	

第3期野辺地町子ども・子育て支援事業計画

発行年月／令和7年3月

発行元　／野辺地町健康づくり課

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1

T E L 0175-64-2111（代表）

F A X 0175-64-8518

Eメール：jidoufukushi@town.noheji.lg.jp

U R L：https://www.town.noheji.aomori.jp/